

平成 26 年

第 5 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成26年 7 月24日 (木) 1 日

宮 古 島 市 議 会

## 目 次

◎ 第5回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 7月24日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	9
会期を定めることについて	9
議案審議	36

宮古島市告示第95号

平成26年第5回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成26年7月16日

宮古島市長 下地敏彦

1 期 日 平成26年7月24日（木）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

- （1）平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）
- （2）宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定について
- （3）宮古島市クリーンセンター上野工場解体工事請負契約について
- （4）狩俣小学校校舎改築工事（建築・解体）請負契約について

## 上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第57号	平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）	市 長	平成26年 7月24日	平成26年 7月24日	原案可決
議案 第58号	宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定について	”	”	”	修正可決
	議案第58号宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についてに対する修正動議	議 員	”	”	可 決
議案 第59号	宮古島市クリーンセンター上野工場解体工事請負契約について	市 長	”	”	原案可決
議案 第60号	狩俣小学校校舎改築工事（建築・解体）請負契約について	”	”	”	”
	台風8号特別警報発令中、市長室における市長を含む職員らの飲酒・各避難所での職員らの飲酒問題に関する動議	議 員	”	”	否 決 (日程追加)
	下地敏彦市長に対する辞職勧告決議に関する動議	”	”	”	”

開会日（平成26年7月24日）に応招した議員

眞 榮 城 徳 彦 君	棚 原 芳 樹 君
佐 久 本 洋 介 〃	新 城 元 吉 〃
濱 元 雅 浩 〃	亀 濱 玲 子 〃
粟 国 恒 広 〃	下 地 明 〃
下 地 勇 徳 〃	垣 花 健 志 〃
平 良 敏 夫 〃	富 永 元 順 〃
國 仲 昌 二 〃	平 良 隆 〃
上 里 樹 〃	前 里 光 惠 〃
仲 間 頼 信 〃	山 里 雅 彦 〃
高 吉 幸 光 〃	池 間 豊 〃
西 里 芳 明 〃	下 地 智 〃
嵩 原 弘 〃	新 里 聰 〃

平成 26 年

# 第 5 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成26年 7 月24日 (木)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成26年第5回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成26年7月24日(木) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
" 第 2 会期を定めることについて  
" 第 3 議案第58号 宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定について (市長提出)  
" 第 4 議案第57号 平成26年度宮古島市一般会計補正予算(第3号) ( " )  
" 第 5 議案第59号 宮古島市クリーンセンター上野工場解体工事請負契約について ( " )  
" 第 6 議案第60号 狩俣小学校校舎改築工事(建築・解体)請負契約について ( " )

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
" 第 2 会期を定めることについて  
追加日程 台風8号の特別警報発令中、市長が飲酒した件の説明 (市長申し出)  
日程第 3 議案第58号 宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定について (市長提出)  
" 第 4 議案第57号 平成26年度宮古島市一般会計補正予算(第3号) ( " )  
" 第 5 議案第59号 宮古島市クリーンセンター上野工場解体工事請負契約について ( " )  
" 第 6 議案第60号 狩俣小学校校舎改築工事(建築・解体)請負契約について ( " )

平成26年第5回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成26年7月24日(木) 午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
7月24日	木	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期=1日



平成26年第5回宮古島市議会臨時会会議録

平成26年7月24日

(開会=午前11時18分)

◎出席議員(24名)

(閉会=午後3時50分)

議長(4番)	眞榮城 徳彦 君	議員(13番)	嵩原 弘 君
副議長(17〃)	佐久本 洋介 〃	〃(14〃)	棚原 芳樹 〃
議員(1〃)	濱元 雅浩 〃	〃(15〃)	新城 元吉 〃
〃(2〃)	栗国 恒広 〃	〃(16〃)	亀濱 玲子 〃
〃(3〃)	下地 勇徳 〃	〃(18〃)	下地 明 〃
〃(6〃)	平良 敏夫 〃	〃(19〃)	垣花 健志 〃
〃(7〃)	國仲 昌二 〃	〃(20〃)	富永 元順 〃
〃(8〃)	上里 樹 〃	〃(21〃)	平良 隆 〃
〃(9〃)	仲間 頼信 〃	〃(22〃)	前里 光恵 〃
〃(10〃)	高吉 幸光 〃	〃(23〃)	山里 雅彦 〃
〃(12〃)	西里 芳明 〃	〃(24〃)	池間 豊 〃
		〃(25〃)	下地 智 〃
		〃(26〃)	新里 聰 〃

◎欠席議員(2名)

議員(5番) 上地 廣敏 君 議員(11番) 仲間 則人 君

◎説明員

市長	下地 敏彦 君	消防長	来間 克 君
副市長	長濱 政治 〃	教育長	宮國 博 〃
企画政策部長	古堅 宗和 〃	教育部長	奥原 一秀 〃
総務部長	安谷屋 政秀 〃	生涯学習部長	垣花 徳亮 〃
生活環境部長	平良 哲則 〃	企画政策部次長 兼企画調整課長	垣花 和彦 〃
建設部長	下地 康教 〃	総務部次長 兼総務課長	砂川 一弘 〃
農林水産部長	村吉 順栄 〃	財政課長	仲宗根 均 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長 上地 栄作 君 議事係調整官 仲間 清人 君  
次長 伊波 則知 〃 議事係 下地 博正 〃  
補佐兼議事係長 友利 毅彦 〃

平成26年第5回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成26年7月24日(木)

6月26日	那覇市内のホテルで開催された「第30回全日本トライアスロン宮古島大会県内特別協賛・協賛社感謝の集い」に出席し、挨拶を述べた。
6月30日	市内ホテルで開催された「平成26年度第1回一般社団法人宮古島観光協会会員懇親会」に出席した。
7月2日	市内ホテルで開催された「平成26年度防衛省全国情報施設協議会役員会」に出席し、歓迎の挨拶を述べた。
7月3日	沖縄県宮古合同庁舎で開催された「平成26年度宮古かぎすま安全なまちづくり推進協議会」に出席した。
7月4日～ 7日	5日、上越市で開催された「高田開府400年記念式典」に出席した。 6日、上野水上音楽堂で開催された「関東みやこふるさと祭」に出席した。
7月11日	市長室において、北朝鮮の拉致被害者に本市関係者も含まれている可能性があることから、下地敏彦市長との連名の「北朝鮮拉致問題に関する行方不明者の調査について」要望書を、同市長とともに西銘恒三郎衆議院議員に手交した。
7月13日	宮古島市熱帯植物園で開催された「平成26年度宮古牛まつり及び第5回宮古島のマンゴーまつり」に出席し、挨拶を述べた。
7月15日	市内で開催された「平成26年産宮古葉たばこ取扱所開所式」に出席した。 ----- 市長室において、県産品奨励月間実行委員会より県産品優先使用の要請を受けた。
7月16日	下地敏彦市長から平成26年第5回臨時会の招集告示をした旨の通知があった。
7月16日～ 18日	17日、全国町村議員会館で開催された「全国離島振興市町村議会議長会総会」及び総会後の「国会議員との懇談会」に出席した。
7月17日	下地敏彦市長から平成26年第5回臨時会に付議すべき議案の送付があった。
7月18日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日7月24日の1日とするのが適当であると決した。 ----- 「宮古島夏まつり2014」関連行事である豊年祈願祭に、佐久本洋介副議長が出席した。
7月23日	下地敏彦市長から、平成26年第5回臨時会に付議すべき議案第58号宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についての差しかえの申し出があり、同日付け議員各位へ差しかえ議案を配付した。  <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（眞榮城徳彦君）

ただいまから平成26年第5回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前11時18分）

本日の出席議員は、24名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告書については、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において平良隆君と前里光恵君を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日7月24日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日と決しました。

この際、市長から台風8号の特別警報発令中、市長が飲酒した件の説明の申し出があります。

お諮りいたします。市長の申し出について本日の日程に追加し、説明を求めることについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

それでは、市長に説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

台風8号に伴う対応について、市民及び議会の皆様に謝罪を申し上げます。

台風8号接近に伴う特別警報発令時の対応については、市民の生命、財産の安全確保に全力を尽くすべき立場にある災害対策本部長として軽率な行為をとったこと、深く反省をし、市民の皆様におわびを申し上げます。今後市民や市議会の皆様方の信頼に応えるべく、なお一層誠心誠意宮古島市の振興、発展に向けた市政の運営に努めてまいり所存であります。まことに申しわけございませんでした。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで市長の説明は終わりました。

これより追加日程、台風8号の特別警報発令中、市長が飲酒した件の説明に対する質疑に入ります。

なお、質疑は自席から起立して行うこととし、質疑の回数については会議規則第55条の規定により3回までといたします。

それでは、質疑があれば発言を許します。

◎下地 明君

今市長から謝罪の言葉がありましたけども、質疑を4点ほどしたいと思います。よろしくお願いします。

去った7月7日、台風8号で特別警報発令中に市長室で飲酒後、知人に呼ばれてスナックに行ったのは、非常に軽率な行為であり、マスコミでも大きく取り上げられております。そのときから市長から議会と市民に対して謝罪がありました。あえて私は4点ほど市長に質疑をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、1点目に市長に特別警報発令を報告したのは誰が何時ごろありましたか。覚えていると思いますので、この辺をお聞きしたいと思います。

2点目に、職員が飲酒したのは明白なのに補正予算にこれらの職員を含め特殊勤務手当の55万6,000円を計上するのはおかしいのではないかと私は考えますが、これはどのように取り扱われているかお聞きします。

3点目、市長は市長室で飲酒後、知人に呼ばれてスナックに行っているが、その際に公用車を使用したとのことですが、私的な用事にも日常的に公用車を利用しているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

4点目、市長は災害対策本部長として、特別警報が発令された翌日、7月8日どのような対応をなされたか。

以上4点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

特別警報発令について、誰が市長に報告したかということについて、これは私がしました。その日はですね、暴風警報が午後の4時13分に発令されております。気象台の台風の状況によりますと、まず暴風警報は4時13分に発令されておまして、暴風域に入るであろうというのが7月8日の深夜の午前2時ごろだと。それで、7月8日の朝の9時ごろが最接近するであろうという情報を得ておりましたので、5時15分までの業務終了後、私としましては平良庁舎ですね、この第一庁舎と第二庁舎、まずは自分の部屋の暴風対策をして、各階の戸締まりがしっかりされているか、それと外の駐車場とかはどういうふうにされているのかというのを僕が台風のたびに一応チェックはしております、個人的に。それと第二庁舎、いわば図書館と2階の観光商工局等ですね、その辺の庁舎も古いですので、それも対策されているかということで、一応6時過ぎごろからですね、平良庁舎と第二庁舎を巡回しました。それで、帰ってきたのが7時ごろでありまして、そのときに防災の担当のほうから特別警報が出されていますということで、7時ちょっと過ぎだと思えますけど、市長室に入って市長に報告しました。特別警報が発令されておりますということ報告して、そのときに市長は僕の目の前にいたんですけど、飲酒を中止しております。僕のほうから各職員にはきちんと片づけするようにということで、7時半にこの会は終了しております。

◎市長（下地敏彦君）

公用車を私的に使ったのではないかとありますが、台風の際しまして自宅で待機をするということで庁舎から公用車に乗りました。帰宅途中にあるスナックがございましたので、そこまでは公用車で行き、そこで公用車はもう返しました。その後30分ほどスナックにおり、その後タクシーで帰宅をしたところでありまして。

次に、7月8日に私がどういう行動をとったかということですが、7月8日午後1時から農政課長と一

緒に台風の被害状況の調査を行っております。サトウキビ、マンゴー等がどうなっているかということを中心に島内全てを回って調査をいたしました。その後庁舎に戻り、総務部長から人に対する被害がないのか、建物に対する被害状況はどうなっているかという報告を受けたところであります。その際、特に大きな被害はないという報告を受けているところであります。

#### ◎副市長（長濱政治君）

補正予算でこの特殊勤務手当を計上しているのはおかしいということについてお答えいたします。

職員が暴風時に飲酒を行っているとの情報を得まして、待機職員全員に対しまして調査を7月16日から17日にかけて行いました。その調査結果をもとに懲戒分限審査委員会で飲酒した職員のいわゆる処遇を決定することになりますが、その審査会が7月22日に開催されたこと、それに議案の再送付や日程等を考慮した場合、調査結果後に補正予算書を再度作成し、議案を送付するには時間的に厳しい状況にあったことから、防災危機管理班に報告された配備要員をもとに補正予算に計上する特殊勤務手当を算定したところであります。つまり時間がちょっと足りなかったということで、今回そのまま提案ということになっております。

#### ◎下地 明君

再質疑ではありませんが、先ほど市長は謝罪をなさっておりますが、私はですね、今さっき4点を指摘しましたけども、ひとつ今後ですね、市長、こういった行為がないように厳に慎んでもらいたい、そのことを要望しまして私の質疑を終わりたいと思います。

#### ◎新城元吉君

市長は、先ほどおわびのご挨拶をなさっていたんですけど、その間にはいろんな問題がありました。その点について、かいつまんで3点ほどお伺いしたいと思います。

私どもは、10日の報道を受けて11日に早速事実関係を確認すべく、そして抗議という形で市長室を訪れてですね、抗議をいたしました。そのときに市長は飲酒についてはですね、それは素直に認めました。しかし、次我々が指摘した、いわゆるマニュアルに基づいて自宅待機したんだということ、そのマニュアルの存在をかなり主張しました。それで、この部分を削除しなければ私どもの抗議文は受け取らないというようなことでございましたので、そういうものがあるのかなと思ってそのときは我々はそれ以上の追及はしませんでした。ただ、上里樹議員がこのマニュアルは間違っているんじゃないかと、もちろんそれを機会に直したほうがいいと言うぐらいでした。というのは、台風14号時における、あの電柱がばたばた倒れ、そして多くの災害が出たことを思うとですね、市長が自宅待機して、それで緊急時に災害対策本部長として指揮室に戻るということは不可能じゃないかという思いからそういう指摘をしたわけですね。ですから、そのときはこの自宅待機という宮古島市のマニュアルに従って待機していたわけだから問題ないと、その部分を削らないと受け取らないというようなことを言っていたんですけど、何でそういうことをおっしゃっていたのかということと、それから7時20分に退庁したということだったんで、そのこと等もその後調べました。そうしたら、市民からの情報があって、9時ごろに某スナックにあらわれていたということなどが確認できましたんで、市長にですね、18日にこれらのこと、いわゆる自宅待機のマニュアルが存在しないということと、それから某スナックに行ったということの確認のために市長室を訪れてそのことを申し上げたら、市長はマニュアルはないと、それからスナックで飲酒して、これ大したことないから言

うほどのこともなかったというふうに素直に認めたんですね。そこからいろんなことが始まるわけですよ。いわゆる21世紀新風会の抗議、それから与党議員の抗議、こういうのがですね。こういうような事実関係が次々と明らかになる過程があるわけですよ。ですから、それまではですね、この問題については、この問題が発覚するまで市長は特別警報においては認識があったのかどうかというようなことを疑わざるを得ないので、その点も絡めてですね、特別警報発令中、市長はどのような認識を持っていたのかということと、それからこの発令後スナックにも行っているわけですからね、全市民に、5万5,000人に対して避難勧告が出されたんですね。これテレビのテロップあたりでも繰り返し繰り返し出されている。これは、何時ごろどういう形で市長は出したのか。各マスコミに対してですね、何時ごろどういう形でどのような市長の認識のもとにおいてこれを出したのか。これは、本当に市長が出したのかどうか、これも含めてお願いします。

それから、警報解除について、警報になると第1配備に変わるんですけど、そのときの職員の配備とか、こういったものはですね、誰が具体的にどのようにしてやったのか。そこは、災害対策本部長として市長が必ずいなければならない、あるいは事務をする総務部長が市長とどういう形でやりとりをしてこういうふうになったのか、この点がいろんな意味でまだまだ明らかにされていない部分がありますので、まずその点についてお伺いをいたします。

#### ◎市長（下地敏彦君）

まずは、マニュアルの件ですけれども、このマニュアルという用語についてちゃんとした文書でそれがあるということではなくて、台風時の通常の対応としてこういうふうなのをやっていますよというふうな理解のもとにお答えをいたしました。

次に、避難勧告が出たのが午後の10時であります。それを受けて総務部長から10時20分ごろに避難勧告が出ていますということを受けましたので、その旨ちゃんと対応するようにという指示を出したところがあります。

#### ◎総務部長（安谷屋政秀君）

まず、当日、7日の午前11時に、そのときは災害警戒本部を立ち上げております。これの本部長は一応副市長ですけど、これは出張で、5時過ぎになっておりますので、私が本部の本部長としましてですね、午前11時に災害警戒準備体制会議を開いております。その中で、暴風警報が発令された場合には第1次の配備に移行しますよということで各部長には指示を出してあります。ですから、4時13分に暴風警報が発令された段階で第1配備に設置を……済みません、暴風警報が発令されたのは4時13分ですけど、午後6時20分に暴風、波浪特別警報が発令されておりますので、その午後6時20分に警報が発令された段階で第1配備に移行するというので、これは午前中の11時の会議で話をしております。そのときには各部長24時間体制になりますので、常に連絡がとれるような態勢にしてもらいたいということで話をしております。ですから、6時20分に第1配備体制に移行するために私が各部長に指示をしております。

#### ◎新城元吉君

もう少し具体的にお伺いします。

答弁がですね、非常にわかりにくい答弁なんですけど、私が市長に聞いたのは、特別警報発令に対する認識ね、これをどのようにお持ちだったのかということと、それから特別警報発令中に某スナックに行っ

た、これは運行日誌にもちゃんとあります。しかし、これ時間がちょっと運行日誌と市長が申し上げることと違っているんですね。運行日誌には8時ちょうどに市長のところへという、行く先がね、それでここは発進しています、公用車は、8時10分に到着なんですよ。極めて近い場所だろうと。これは、市長の証言どおり某スナックは極めて近い場所にあります。そこまで10分で送ったという運行日誌になっているんですけど、7時20分ないし30分に庁舎を出たと我々には、最初抗議したときは説明していた。しかし、運転手の運行日誌によると8時に出てあるわけですね。その間1時間で、某スナックで居合わせた人たちの情報による証言であると9時ごろという話なんですよ、1時間近くずれがあるんですよ。それは、どういふことなのかなという疑問がさらに湧いてきます。

それと、自宅待機していたんだというように最初の抗議のときに申し上げたことが実はそうじゃなかったことがわかってからいろんな抗議が、議員のね、各会派からの、いろいろあったと思うんです。その段階から大きく市長の弁解が始まるわけですけど、これは全国的に報道されたりして、宮古島市はそういうことで非常に不名誉な形で有名になってしまったというようなおまけまでついてくるわけです。問題なのは、災害対策本部長というような認識があったんであればですね、本当は詰めるわけですよ。あれだけ数十年に1度の台風がやってくるとか、それから特別警報というような用語が全国で初めて使われた。いろんな災害に対して災害対策基本法の中であるんですけど、台風も入っています。台風の中では宮古島市が初めてですね、特別警報というのを使われたんですよ。非常に住民はですね、かつての14号台風、サラ台風、コラ台風の恐ろしい思いでうちに息を潜めていた記憶があるわけですから、それにまさる数十年に1度の台風ということですからね、こういうことが報道されてずっとテロップで流れていますから、大変な思いで息を潜めてうちで待機しているときにこういう飲酒をやっていた実態が明らかになって、これが批判を浴びているわけです。10時に避難勧告命令が宮古島市から出されているんですけど、この5万5,000人と聞くとさらにですね、もうどこにも避難できない状態になるんじゃないかと、そういうような思いでこれを受けとめた人が多いんですよ。5万5,000人どこにどうやって避難するんですかという疑問はほとんどの市民が持ったと思います。しかし、これはテレビでもっと丁寧に災害対策本部長はですね、頑丈な建物であれば移動せずに自分のうちで避難場所を見つけて避難してくださいということを一言でもマスコミを通して報道するなり、あるいはテロップで流すことができればですね、市民はこんな恐怖な思いでいなかったと思うんですよ。あの日大変な恐怖の思いで市民が閉じこもって、どこへ避難すればいいか、5万5,000人避難勧告だということですからね、大変な思いで市民がいる中で起きたことでもありますし、それから10時に出した避難勧告命令というのはですね、市長みずからが出したんじゃなくて、総務部長がこれ出しますよ、気象庁からこういうのがあるから出しますよ、出していいですかと電話で連絡しただけでしょう、今のやりとりを聞いていますと。これは、市長は台風警報が、あるいは特別警報が解除されるまではずっと災害対策本部長になるわけですから、勤務中ですよ、そういう意味では。どこにしようとも。そういう意味では、まず災害対策本部長室に詰めて指揮監督、命令をする立場にある市長がそこにいなかった、どこにいるかも総務部長しかわからないというような形の存在というのは、非常に市長の責任は重大だろうと思うんですけど、その点について市民にまだ丁寧に答えていないと思いますので、その点について伺います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

新城元吉議員にちょっと申し上げますけれども、質疑はですね、できるだけ簡潔にわかりやすくお願いいたしたいと思います。

(「わかりました」の声あり)

◎市長（下地敏彦君）

冒頭市民の皆さん、それから議会の皆様にも謝罪を申し上げます。新城元吉議員のおっしゃるとおり災害対策本部長としてその職責を深く認識していなかったという行為であったと今深く反省をしているところであります。

(「答弁漏れがあります。5万5,000人のいわゆる避難勧告というのは、その5万5,000人どこでどういう形で避難するというようなことは、どういうぐあいを受けとめてこういう指令出していたんですか」の声あり)

◎議長（眞栄城徳彦君）

答弁をお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

避難勧告について、私にもまず相談がございました。しかし、この5万5,000人の全員の避難勧告を出すということについては、これは少し問題があるんじゃないのと。要するに通常河川があれば氾濫して洪水になる、その地域の方々が避難してくださいと、そして大雨が降ったら土砂崩れがある地域、その地域は危ないからこの地域は避難してくださいというふうな出し方ならわかるけれども、これを全体的に出すということについては混乱しないかというふうな疑問は申し上げます。しかしながら、今回特別警報という初めてのやり方で、県全体が混乱している部分がございますね。ほかの県の市町村でもこの地域を指定して避難勧告しているところと全部を避難勧告しているところ、それぞれ別々にたくさんございました。それで、それぞれその避難勧告のあり方について今回問題が出ておまして、今後これは改善されていくべきものというふうに思っております。

また、宮古テレビのほうでは、自宅でコンクリート、頑丈なおうちにいる人はそこで避難ということでもよしいというふうなコメントが出ておりましたし、そしてまたマスコミへ配布した避難勧告の資料の中にもそのようなことが書かれております。

◎新城元吉君

短く1点だけ。この避難勧告命令をですね、出すについて、本当は災害対策本部長が中心になってね、副市長も含めて、それから総務部長が。これは、災害時における事務連絡の最高責任者です。指揮監督、命令をする、全体を把握する立場にある市長は災害対策本部長です、もう自動的にね。そういう中で、この避難勧告命令というのは本当は3人が話し合っただけですね、決めなけりゃならないことなのに、今の副市長の答弁を聞くとこの5万5,000人というのはどうも問題じゃないかという。じゃ、誰がどういう形で、どのように決められたんですか。

◎副市長（長濱政治君）

先ほど総務部長が答えたとおおり、私も相談がありました。そして、市長にも相談し、市長の指示を仰い



で避難勧告を出したということでございます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

質疑いたします。ちょっと多岐にわたります。それから、またこれまで答弁いただいたのとちょっとダブる面があるかもしれないんですけど、その辺は指摘をお願いします。

まず初めにですね、地元で新聞報道があった7月11日の夜なんですけれども、インターネットで調べたら市長の飲酒の情報というのはもう既にかかなりの広がりを見せていました。私は、その中からマスコミをですね、一応拾ってみたら12社ほど報道が拾えましたので、ちょっと確認したらですね、人数とか時間はすぐばらばらだったんですね。人数にすると沖縄タイムスは6名、それから朝日新聞デジタルは数人とかですね、読売新聞は7人、NHKは8人とか、そういうふうになっていまして、時間にしても沖縄タイムスは6時半過ぎから7時半ごろ、読売新聞は6時半ごろから1時間、朝日新聞デジタルは6時から7時20分ごろ、こういうふうになんと人数と時間がばらばらでしたので、正確にですね、飲酒していたのは何時から何時までなのか、また市長と飲酒した職員は何名いて、そして部長級、課長級、そのほかそれぞれ何名なのかを教えてくださいたいと思います。

また、その後ですね、市長は庁舎を出てスナックへ立ち寄ったという新聞報道がありますが、庁舎を何時に出てスナックには何時から何時までいて帰宅したのか、その辺についてもお願いします。

それから、スナックにはですね、知人からの電話で立ち寄ったということなんですけれども、電話は何時ごろあったのかについてもお願いします。

それから、今回の件ですね、私のほうにはたくさんの市民からさまざまな声が届きましたけれども、その中にですね、市長室で飲酒した酒の調達先はどこなのか、公費で購入したんじゃないよねというような問い合わせがありました。酒は、どこから調達したのかについてもちょっとお伺いしたいと思います。

それからですね、災害対策本部会議の開催について質疑いたします。市の地域防災計画は、東日本大震災の教訓などをもとにですね、平成25年度に修正し、公表されております。その計画では、市の全域または一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨または高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるときなどには災害対策本部を設置し、速やかに本部会議を開催するとされております。本部会議は開催されたのか、お伺いします。災害対策本部設置は午後6時20分ということで、市長が本部長ということですか。

次に、配備体制についてお伺いいたします。配備体制についてはですね、地域防災計画の210ページから213ページまで表があるんですけども、その中で資料3-3、配備体制・担当の表があります。その中の配備要員として、警戒初動配備から警戒配備、第1配備などレベルごとに各部長、各課長、それから人数等が記載されています。これからすると、警戒配備から記載されている各部長、各課長は警戒配備レベルからの配備要員として配備されるということよろしいでしょうか。これについてもお聞かせください。

次にですね、特別警報についての市長の認識についてお伺いいたします。特別警報について、気象庁のホームページを開くと、大きく赤い文字で「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください」と強調されています。そして、これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波な

どが予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。市町村から発表される避難指示、避難勧告などの情報に留意し、直ちに命を守るための行動をとって下さいなどと説明されて、特別警報の基準として、暴風雨の場合十数年に1度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合で、沖縄の場合だと中心気圧910ヘクトパスカル以下、風速60メートル以上を指標とするとしています。まさに最大限の警戒を促しております。市長は、この特別警報についてどのように認識しているか、お伺いいたします。

それから次に、職員の飲酒についてお伺いいたします。けさの新聞を見てびっくりしました。地方公務員法第27条、「すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない」と定められており、調査はより慎重に行われるべきものだと思っておりましたので、16日の時点で調査中ということだったので、こんな短期間で調査を終了し、そして懲戒分限審査委員会を開催して処分内容も決まったとは驚きます。伺いますけれども、調査方法はどのようなものだったのか、調査内容はどのようなものだったのか、調査結果はどうなっているのか、そして委員の構成員11名、職名でいいですので、教えていただきたいと思えます。それから、委員会の開催回数と会議に要した時間を教えていただきたいと思えます。

それから、7月17日の地元新聞で、市は16日までに職員約80名に対し飲酒したかどうかの調査を始めた、総務部長は飲酒の実態が明らかになれば市民に公表し、厳正に処分すると、16日の時点で調査中であると報道されています。ところが、けさの新聞では調査対象は112人、市長は16日に同委員会へ職員6人の懲戒についての審査を諮問とあります。新聞の報道のとおりですと、16日に80人の職員を対象に調査を始めてその日のうちに対象者が112人になり、さらにその日のうちに飲酒にかかわった6人が特定され、市長が委員会に諮問したということになります。また、先ほどの副市長の答弁では、7月16日から7月17日にかけて調査を行ったという答弁もあります。その辺について、ちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。

それからまた、新聞ではですね、今回の事案について市職員の懲戒処分に関する指針の中に公務中の飲酒という項目がないことから、委員会では他市町村の判断を参考にしようと同様の事例を探したものの、見つけられなかったことから指針で示されている項目で近いと考えるものを参考にし、委員会独自で処分内容を判断したと。困難な事例だったというふうに言っておりますが、これも短時間で判断しております。これについてもご説明をお願いしたいと思います。

それから、飲酒問題発覚後、マスコミ、特にインターネット上では宮古島の不名誉なニュースがすさまじい勢いで広がりを見せ、宮古島のイメージを傷つけていると思えます。また、島外に住んでいる宮古島出身の皆さんが肩身の狭い思いをしているとも聞いています。このことについて、市長はどう思うのか、お聞かせ願いたいと思えます。以上、答弁を聞きたいと思えます。よろしく願います。

#### ◎市長（下地敏彦君）

時間を特定したいということでもありますけれども、何時から何時までと具体的にですね、時計を見て行動しているわけじゃありませんけれども、大体こういう感じで行動していたということでご理解をいただきたいと思えます。8時ごろ役所を出まして、8時30分ごろまでスナックにありました。その後タクシーを呼んで帰りました。何時ごろ知人から電話があったかというお話ですが、私が市役所を出るちょっと前ごろだったと記憶をいたしております。酒とか食事の費用については、当然私が負担をいたしました。

#### ◎副市長（長濱政治君）

懲戒分限審査委員会で短時間で判断をしたという質疑でございました。これは、飲酒したという人たちから弁明書をとりました。弁明書をとりまして、その弁明書をもとに彼らから一応ヒアリングを行いました。いろいろと聞かせていただきました。それをもとに一応判断したということでございます。この事案に対する委員会の回数は1回でございます。調査方法とか何とか、それについてはまた総務部長のほうからお答えすると思っておりますけれども、私からは以上でございます。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

台風8号接近に伴った災害対策要員に関する調査については平成26年7月14日、私宛てから各部局長、支所長に待機職員112名に対して調査依頼をしております。締め切り日は、7月16日ということで各部でまとめて報告を受けております。それで、新聞にも報告されているように6名の方が飲酒したということで懲戒分限審査委員会を開いております。

それと、市長室に私が入ったときは7人、特別警報が6時20分に発令されていますということを報告したときの人数は、私としては7人だったと記憶しております。その終了時は、7時20分になっておりまして、その後市長のほう私の部屋に来ましてですね、今後の台風対策、市民の情報収集をきちんとするよという指示を受けまして、市長は8時ごろかな、僕の部屋から出たと思っております。もし答弁漏れがありましたら指摘してもらいたいと思っております。

（議員の声あり）

◎総務部長（安谷屋政秀君）

調査内容については、文書ですね、各部局長に通知をしております。内容としましては、台風勤務中の飲酒の件につきましては飲酒したかどうか、それについて確認のために調査しますと。当日、7月7、8日に配備された職員については確認の上、報告を16日までにしてくださいという文書で通知をしております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

答弁漏れがありますか。

◎総務部次長兼総務課長（砂川一弘君）

懲戒分限審査委員ですけれども、委員長含めて11名です。委員のほうは総務部長、企画政策部長、福祉部長、生活環境部長、それから農林水産部長、建設部長、教育部長、それから生涯学習部長、伊良部支所長、上下水道部長の10名となっております。

（「災害対策本部の開催、それから防災計画の配備体制についてもお聞きしたと思うんですけども」の声あり）

◎総務部長（安谷屋政秀君）

先ほども答弁したとおり、6時20分に暴風、波浪特別警報が発令されております。その日の午前11時には災害警戒準備体制会議をしております、その中で第1次配備については暴風、波浪特別警報が発令された段階で移行しますよと。各庁舎分庁方式になっておりまして、それからいろいろ連絡をとってやるのもちょっと時間がかかるということで、これについては各部長に待機をするよにと、連絡がとれるよにとということで各部長には災害対策本部のほうから連絡をしてくれとやっております。ですから、いわば

第1 配備体制に移行になったときには自動的に災害対策本部に格上げしますよということで午前11時の会議で話はしてあります。暴風警報が発令されて、風が強くなって、分庁方式でやっておりますので、それについては各部長でしっかり対応するよという指示を出されております。そういう体制にしました。

(議員の声あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

(休憩＝午後零時10分)

再開します。

(再開＝午後零時12分)

◎副市長（長濱政治君）

暴風警報が発令されて災害警戒本部が立ち上がります。私が一応災害警戒本部長ということになっておりまして、特別警報が発令された時点でこれは災害対策本部が立ち上がる。これ自動的に立ち上がります。災害警戒本部が災害対策本部に移行するということになります。そして、先ほど総務部長が説明したように、災害対策本部になったら第1 配備だというふうな指示を最初から出してありますので、災害警戒本部で配備されていた職員プラスさらに第1 配備でまた配備されるべき職員、この人たちが配備してくるという形の体制ということになります。

◎國仲昌二君

ちょっと前後しますけれども、総務部長の答弁では11時に会議を持ったということですね。そこで指示したというんですけれども、地域防災計画ではですね、この地域防災計画というのは、これは法律のですね、災害対策基本法に基づいてつくっているものなんですよ。その中で、災害対策本部を設置したときは速やかに災害対策本部会議を開催するというようになっているんですよ。これは、場所もですね、宮古島市役所平良庁舎3階会議室ということになっていて、その中でさっきの11時に指示したという話ですけども、立ち上げた後の本部会議で各部の配備体制に関する事も協議事項というふうになっているんですね。ですから、本来6時20分に災害対策本部が設置されたら速やかに行うべきだったんじゃないかということ指摘したいと思うんですけれども、これについての見解をお願いします。

それから、先ほどの副市長の答弁では、配備体制はこれに書いてあるとおり災害警戒本部から第1 配備になったらそれプラス課長が入ってくると、配備する人間が入ってくるということなんですけれども、当日は実際にそういうふうに各部署でですね、配備されていたかどうかということについてもですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

これは、地域防災計画というのは、先ほど言った法律によってですね、国が作成する防災基本計画に基づいて作成義務づけられているんですね。その法律の中で市町村は「防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する」と。要するに計画を実施する責務があるとうたっていますので、この計画にうたっている災害対策本部会議を開催しないというのはちょっと問題じゃないかと思うんですけれども、見解を伺います。

(議員の声あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

静粛に願います。

◎國仲昌二君

次に、先ほど特別警報の認識を伺ったんですけども、これは先ほどの新城元吉議員のところでも答弁いただいたので、私はそれを受けましてですね、今回の問題が発覚したときの宮古テレビのインタビューをちょっと振り返ってみたいと思います。記者のですね、特別警報中に市長室で酒を飲んだことについてどう考えるかという質問に対し、市長は、それはですね、激励していました。皆さんそれぞれですね、災害対策本部にいるわけですから、一晩中泊まるわけですから、それについては頑張れよということで食事をして、それぞれが持ち場に戻れということで戻りましたと。記者が酒も飲んだんですかと言うと、市長は飲みましたよ、少しと。記者が災害対策本部の本部長ですよと言うと、市長ははい、そうですよ。酔っぱらってひっくり返っているなら話もわかりますけれども、それぞれ一晩中皆さん起きているわけですから、その意味でも頑張れと激励して持ち場に返すのは問題ないと思いますよと話しています。つまりこれから特別警報中に災害対策要員として一晩中待機する職員に激励する意味で酒を提供したのは問題ないと言っています。また、インターネット上のNHKニュースウェブという中で、市の秘書広報課のコメントとして、「飲酒したのは就業時間外だった。当時、特別警報が出されていたものの風も強くなく防災担当の職員が別に待機して警戒に当たっており、問題はないと考えているが、控えるべきだった」とコメントしています。その他地元新聞などへも許容範囲だと述べています。この時点で問題ない、許容範囲と考えたのは、公務中でも少しの酒なら問題ないと考えたのか。秘書広報課のコメントにあるとおり、災害対策は就業時間外で公務ではないと考えたからなのか、それとも別の考えがあったのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、今回6名の職員が飲酒に該当するという事なんですけれども、市長室で飲んだ職員というのは特に問題はないのでしょうか。それについてもお伺いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

特別警報の出ている最中に酒を飲んだのはどういうことかということでもありますけれども、先ほども冒頭に謝罪をしたとおりですね、軽率な行為であったというふうには思っております。ただ、私の真意は、職員は一晩中起きているわけですから、頼むよという意味を込めてやったつもりでありますけれども、そういう意味でお茶でもよかったのではないかとと言われると、そうだったなというふうに反省をしているところです。

特別警報が出ている時間帯というのは公務中でなかったのかということですが、確かに通常の時間外ではありましたけれども、特別警報のときの待機という形であれば、それは公務中であるというふうに考えていいというふうに思います。

◎副市長（長濱政治君）

6名の職員以外に市長室で飲んだ職員の処分ということでございましたけれども、配備職員は飲酒はしておりません。それ以外の方々、配備体制の要員ではなかったということですね。そして、飲酒したかどうかということの調査の中で、いわゆる112名体制でしたから、その人の中で飲酒したかどうかの調査をかけて、その人から漏れているわけですから、調査結果としても上がってこなかったということでございます。

(議員の声あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

速やかに答弁してください。

◎副市長（長濱政治君）

失礼しました。戻りながら答弁漏れがあったなと思って確認いたしておりました。災害対策本部会議を開くべきではなかったかということでございます。当然開くべきだろうと思えますけれども、ただ分庁方式でそれぞれ離れているということもございまして、先に11時の警戒準備体制会議の中で暴風警報が発令されたら災害警戒本部が立ち上がるぞと、そして特別警報が出れば災害対策本部になると、そして第1配備になるということの通知をしておりますので、それぞれが分担された所掌事務をやってもらうという体制になるわけですね。そして、実際にそれぞれ災害対策本部が立ち上がって、福祉部は福祉部、それから建設部は建設部、農林水産部は農林水産部と、それぞれの職務をこの計画に沿って業務を行っていくということになります。

◎國仲昌二君

今副市長の答弁をお聞きしましたけれど、私は今回の問題は、飲酒問題だけではないというふうに思うんですね。最も重要な点は、今回の飲酒問題ですね、飲酒発覚当時ですね、今は謝罪していますけれども、発覚当時に市長が公務中でありながら飲酒を行ったことを許容範囲だというふうに考えた点であると思います。そして、一部の職員になりますけれども、飲酒をしています。これをもしかしたら許容範囲と考えていたかもしれない。市全体の許容範囲というのがかかり広がっているんじゃないかなと。私は、常にハインリッヒの法則で指摘してきたんですけれども、これがいつごろから、以前は庁舎全面飲酒禁止だったんですけれども、いつごろからそういう許容範囲が広がり始めたのか、その原因は何なのか、そしてなぜここまで広がってしまったのかということ調査して公表すべきだというふうに思います。これが今の副市長の答弁にあるように、計画はあって計画どおりやるのが理想だけれども、分庁方式もあるというんですけど、これは分庁方式も全て見込んでつくられた計画なんですね。ですから、計画は計画どおりしっかりやらなきゃいけないんだけど、細かいところはいいと許容範囲が広がってそういう対応をしているんじゃないかなということが一番の問題点じゃないかなというふうに指摘したいと思います。今後もですね、私は議会も詳細な調査を行って、市民に公表することがですね、市民に対する責任だというふうに考えていますけれども、議会のほうについては後ほど方向性が出ると思いますので、最後にですね、市長にお伺いしたいと思いますが、市長はみずからも含めてさらに詳細な調査を行い、市民に公表する必要があると思います。いかがお考えでしょうか。最後にこれをお伺いしたいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

(休憩＝午後零時27分)

再開します。

(再開＝午後零時28分)

◎市長（下地敏彦君）

なかなかどういうふうにお答えしているのかちょっと困っているんですけども、いつごろから行われ

たかというそれぞれの個人の認識ですよ。職員の認識でしょう。Aさんはいつごろ、Bさんはいつごろ、そういうふうなのを全部職員にやる意味があるのか。それよりも飲酒をどの程度にするかということを考えてということであれば十分対応できると思うんですね。今まで主に飲酒をしていたというのは、例えば御用始めのとき、あるいは御用納めのとき、議会が終了したとき、大体こういう節目、節目でやっていたわけで、それとやはり各部大きな事業を持っているわけですね。そういう大きな事業が終了したとき、そういう節目、節目でやっていたわけですから、それは節度ある形でやってもらうという形ではだめでしょうか。これを調査しろと言われても、なかなか答えが出てこないんじゃないかという気がするんです。それよりもやはり節度あるやり方をするようにという形のほうが私としては妥当であるというふうに思います。

(何事か声あり)

◎議長（眞栄城徳彦君）

静粛に願います。傍聴人に改めて申し上げておきますけれども、傍聴人はですね、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てるようなことは禁止されておりますので、議長の命令に従わないときはですね、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じる場合もありますから、念のため申し上げます。できるだけ静粛に傍聴いただけますよう議長からもお願いを申し上げます。

質疑の途中でありますけれども、午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は午後1時半から再開いたします。

休憩いたします。

(休憩＝午後零時31分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き台風8号の特別警報発令中、市長が飲酒した件の説明に対する質疑を続行いたします。質疑あれば発言を許します。

◎亀濱玲子君

質疑をさせていただきます。

この間の午前中の市長、副市長、当局の答弁を伺っていると、何か明らかに市長と副市長の矛盾、そして市長の認識の全くのずれというものが出てきたように思いますので、丁寧に1つずつお聞きしますので、それについてお答えいただきたいと思います。

まず、災害対策本部長というのを副市長にも総務部長にも先日確認をいたしました。改めて市長にお聞きします。これは、災害対策本部というのは公務であるということをはっきりと認識かということをお聞きします。

そして、この市長の公務中の飲酒というのをこの間、すごく私は印象に残っているわけですけど、11日に市長に抗議に行ったときは市長はかなり反発されました。自宅に待機していたのに何が悪いかというようなことでありましたね。なので、それは調べるとそういうふうに災害対策本部長が自宅に待機するというふうに記述されたマニュアルはありませんでした。それで、先日副市長にも同じ質問をお尋ねいたしました。災害警戒本部のときは副市長が本部長、警報が発令されたら市長が災害対策本部長になります。そ

のときに私たちがいただいたのは、昨年つくった災害対策本部の中から、これに沿って配備をしたのだということです。マニュアルは、赤い手帳を出されて副市長はこれに沿ってと話されましたけれど、マニュアルは、あれは3.11以降つくられていますけど、その後宮古島市は地域防災計画を200ページぐらいのものをつくって、私は手に入っていないんですけど、これが2013年、去年の11月に各家庭に送られたものです。それで、私は市長も副市長も認識がやっぱり甘いというふうに思ったのは、この中にちゃんと、これ気象庁じゃないですよ。宮古島市がちゃんと特別警報というときにはこういうふうにするようにというふうに市民に周知しています。知らしめています。この改正された、これは国も改正していますから、これに沿ってつくられた宮古島市の防災の計画に沿って恐らく総務部長は準備をされて、特別警報といったらふだんのことではないぞということで約3倍以上の職員を配備したということであります。それなのに市長は通常の台風の対応をした、そのような認識しかなかったということです。警報が発令された6時20分、それ以前から飲んでいらして、それ以降も飲んでいらっしやる。それで、お伺いいたしますけれども、さっきの、まず1ですね、災害対策本部長というのは明らかに公務であるかということを経理の口からお答えいただきたい。

そして、特別職は地方公務員法では縛られませんから、市長はこの間15%、さらには30%、もしも事実が発覚しなかったらこのままスルーでいったのかと思えるような怖い状態です。このことを市長が15%を30%に上げて提案してきました。これは、市長はご自分の公務中の飲酒は何に抵触されると考えてこれを出されたのか。例えば地方自治法の規定の中にこんなふううたわれていますね。職務上の義務に違反し、職務を怠ったとき、あるいは職務の内外に問わず公職上の信頼を失う行為があったとき等と書かれておりますけれども、人道上というのはもう大いにわかっていることです。そうじゃなくて、市長は自分の意思でこれは自宅にいたんだというふうにおっしゃった。これも事実ではなかった。そういうことをやった、市長の重ね重ねの事実じゃないことが発覚してきているわけですね。それについて、市長は何に抵触したとお考えになって今回の提案になったか、それについて、これ②です。お答えいただきます。

それで、これも確認します。災害対策本部長、これは災害警戒本部長は副市長、副市長は出張されていきましたから急いで庁舎に戻られたでしょう。そのときに総務部長から事情を聞き、引き継いだでしょう。その災害警戒本部の本部長の副市長から、警報が発令されたら市長は6時20分の現在で本部長に就任しなければならない。そのときにどういう形でそれを引き継いだのかということを確認してください。

通常より3倍以上の体制でこれを受けていた、総務部長は準備をしていたという中で、市長は特別警報には、まさにここに非常事態と書いてあるんです。これは、宮古島市が市民に出されたもの。非常事態、直ちに命を守る行動をするようにと。だから、私はあのとき言ったんですよ、市長に。市長、おかしいでしょう。警報が発令されたら逆でしょう。もし道が通れなくなったら自宅から庁舎に迎えられないんですから、警報が発令されたら直ちに命を守る行動をするというふうに市民はもうこのマップで知っているわけですから、市長はその対応のためには庁舎にいるべきでしょう、庁舎に向かうべきでしょうと言いました。でも、市長はそれはお認めになりませんでしたから、そのことを指して、この非常事態、特別警報というのを宮古島市の市民全世帯に配ったことについて、市長はこの特別警報というものをどのように認識されていらっしやるんですか。このマップにこういうことが記されて配られたということをご存じですか。これについて、もしご存じであるならばそのような対応をとったはずだと私は思うんです。そのことについて



てお答えいただきたいと思います。

次です。避難勧告がその日の午後10時に決定されています。マスコミに流されたのは10時20分です。その約5万4,700人、それと2万5,000世帯に、全域に避難勧告出そうというのは、これゆゆしき事態です。そのときにどこにいらっしゃいましたか、お二人とも。このときこそ庁舎に来て会議をしなければこのような決定はできないでしょう。さっきの市長の答弁でこれが明らかに市長の認識がずれている。計画は、つくったかもしれないけれども、現実に行なったのはずさんな状況だったというのがわかるのは市長のこのさっきの答弁です。避難勧告が出ていますよと10時20分総務部長から連絡を受けた。違うんですよ、市長。避難勧告を出すのはあなたなんです。総務部長から避難勧告が出ていますよと連絡を受ける立場にはないんですよ。一つ一つの市長のお言葉が実際には真剣にその場にはいなかったということの一つ一つ今洗い出されているんですよ。そのときに避難勧告はいつ、誰が判断されましたか。総務部長じゃないですか。総務部長は防災本部長ですか。違いますよ。その場所に駆けつけて、そのときに私たちに副市長は、さっきも答弁されましたよね、5万5,000人、何で河川もないし土砂崩れの危険もない宮古島市で全員に避難勧告出すんだ、おかしいと僕は言ったんだよ、そういうふうにするべき立場ではないわけです。これを本当に宮古島市が出すべきかどうかを議論する場所を持つべきだったわけで、それは明らかに怠慢です。その中で5万5,000人の市民は、既に市長がお飲みになる、始める前に、5時35分に第1陣は平良庁舎に避難をしています。そのことを市長はご存じでしたか。お答えください。もしもそんなふうに、この繰り返し繰り返される特別警報というのはただならない、五、六十年に1度というゆゆしき事態が想定される中で職員を112名も張りつけたんでしょう。それを市長と副市長は全く認識に欠けていたということなんだというふうに、今の答弁を見ても私はそれが露呈しているんだというふうに思います。なので、この判断は誰が、いつ、どこで5万5,000人の住民に避難勧告を出したかということをしつかりとお答えいただきたいというふうに思います。

そして、先ほど言いました5時35分に第1陣が平良庁舎に避難をしていたという事実を市長はわかっていたのか。わかかって酒を飲み始めたのかということをお答えいただきたいと思います。

そして、先ほど國仲昌二議員にお答えいただきませんでしたので、その市長室でお飲みになった職員の立場、7名というふうに副市長がお答えになりましたから、立場をお答えください。それなぜ聞くかという、副市長と市長のお答えは明らかに違っています。市長は、これから一晩中寝ないで頑張る人を頑張れよと、そういうふうにちょっと酒を飲む、これは許容範囲だ、そういう認識でした。当然そこには配備要員がいたはずですよ。だけど、副市長はそこには配備要員はいなかったという説明です。どちらが本当ですか。それについてはどういう立場の人がいたのかお答えください。まず、それ①。

②は、副市長はきのうもおっしゃいました。警戒配備が出されたらそれぞれが自動的に張りつくんだと言われました。ですけれども、この警戒配備から第1配備にいくときに部長級は全部張りつけられることになっていたはずですよ。もちろん自宅待機というんだったら別ですよ。それにゼロと書かれている部長さんたちがいらっしゃるわけです。それは、これは防災担当からいただいた資料ですから、これ間違いないと思いますけど、ゼロ。これは配備されていないのか。いや、それはいいよ、自宅待機しておきなさいとこの十何名の部長たちに言ったんですか。おかしいんじゃないですか。特別警報が発令ですよ。それぞれの部署に駆けつけて市民がいつ来てもいいようにするのが仕事でしょう。それが部長級はゼロ、ゼロ。

5名です、張りつけられたのは。それは、副市長が説明したのと矛盾いたします。自動的に皆さんがそこに張りつけられる。当然各部署の責任者ですから、各庁舎にいなきやいけないんじゃないですか。そして、その方は、部長か課長かわかりませんが、市長室にもいらっしやったんじゃないですか。この方は、明らかに配備要員です、副市長。市長は、一晩中起きている人をもてなした。お疲れさんと言った。酒も飲ませた、僕のお金で。そうおっしやっている。それを確認しましょう。副市長にはこれを確認しましょう。第1配備というのは、部長級がゼロ、ゼロとなっている状態を指しているのですか。その市長室の飲酒の中にはそういう配備要員はいなかったというふうにお答えになりましたけど、配備要員ですよ、部長級は。自動的に配備要員です。この方が、例えば部長級が、例えば課長級が、管理職は自然に配備要員でしょう。その方が市長室でお酒を飲まれたのか飲まれなかったのか。どういう人たちが、これお名前は要りません。役職ですね。そのことを明らかにしてください。市長は市長で、副市長は副市長でお答えください。

さらに、市長は私たちの答えとまたさらに変わっています。7時半に役所を出ましたと。7時20分ごろ総務部長が来られてそろそろお開きにといいことで締めて、そのときに、私たちが11日に市長にそれっておかしいでしょう、市民を守るのにおかしいでしょうと言ったときに市長は、覚えていらっしやいますか。自宅待機をしていたんだよとおっしやいました。そうじゃないということ私たちが指摘するまで明らかにしませんでした。このことは、お立場を考えると無責任でしょうと。これは、声を大にして言います。この前私がゆゆしき問題だ、それは許しがたいというふうに文章に書いて読んだときに削除しろと市長は求めましたけれど、明らかにそうですよ。許しがたい。市民5万5,000人に避難勧告を出すというゆゆしき事態において、その認識がないということが問題なんじゃないですか。

それと、もう一点聞きます。私たちは、市長が自宅にお戻りになったとお答えになったので、公用車の運行日誌を秘書係からいただきました。これは、恐らく市長が私たちに自宅に戻ったよということを書けるような資料なんですけど、7日の20時、市長宅に送ったというふうに書かれています。これは、なぜこういうふうな事実じゃないことになっていくんですか。市長は、もちろん当初は自宅に戻りましたとおっしやいました。その後市長は飲食店を経由したとおっしやいました。しかし、ここには市長宅に送ったというふうに記録では書かれています。何を信用するんですか。これは、市長がそういうふう私たちに答えたからこの形になってあらわれたんですか。違うとしたらなぜですか。市長は、これには説明責任があるでしょう。ご自分がそうやって飲食店まで送られたのであれば、事実をはっきりとお示してください。

そして、寄られたのは1軒だけなのか、それ以外にも寄っていかれたのか、何時に家に着かれたのか、それはとっても大事なことです。避難勧告を10時に出すまでに市長は飲酒をされて酒が体に入った状態でこの判断をしなきゃいけないなかったからです。ですので、この運行日誌は恐らく正しいと市長はおっしやらないと思いますけど、なぜこういう形で運行日誌があるのかをお答えいただきたいというふうに思います。

そして、これを実は防犯危機管理班にも私は聞きました。庁舎ではないですよ。下地庁舎は下地公民館ですから。何カ所に宮古島市の避難所はあるか。7カ所です。ですけど、防災の担当は5カ所だと言いました。7カ所です。なぜそう言ったか。総務部長にも確認しました。2カ所には職員は配備されていないんですよ、実を言うと。これが市民に避難していいですよと示された7カ所です。ですけども、来

間と大神には職員は配備されていません。なぜですか。こういうことがきちっと一つ一つ精査されて、市民を守るといふ、このことをしなければ、市長トップにですよ、こんなふうに済んだんだけど、もしももっとも大きな風で来間や大神に家がもう大変になってきたときに誰が向かえたんですか、これを。総務部長は、これからこれは検討しなきゃいけないとおっしゃったけど、これご存じでしたか、まず。7カ所あるけど、7カ所に配備しなきゃいけなかったということをご存じでしたか。それどなたでも構いません。副市長か市長かですね。この7カ所が避難箇所、そこには全員張りつけてあると思っていましたか。そういう一つ一つが責任ある行動をとっていないということにつながっていると私は思うんです。お答えいただきたいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

答弁の前にですね、亀濱玲子議員、私からもお願いがあるんですけども、あなたの思いは思いとして受けとめますけどもね、答弁する側からしてみればですよ、質疑の事項をですね、さっきもおっしゃっていたように①、②とか、これこれを質疑したいんですということはどうしても思いを述べるのであれば、答弁をお聞きしてからそれに入れていくというのはどうですか。最初は……非常にこんがらがって混乱していると思うんですよ、答弁する側は。

（「いいですよ、いいですよ。答えていただいて、まだできていないならまた再度質疑させていただきます」  
の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

はい。ですから、最初のうちははっきり質疑の意図がわかるような質疑をしてもらいたいということからお願いしておきます。

◎市長（下地敏彦君）

それでは、私に対する質疑にお答えをします。

災害対策本部長をしている間は公務かということですが、これは公務であります。

次にあったのが何に基づいて今回減給の条例を出したかということですが、災害対策本部長の職責を全うできなかったという理由で提案をいたしました。

次に、特別警報の認識はということでありましたけれども、これについては冒頭申し上げたように、十分認識していなかったと深くおわび申し上げるというふうに申し上げております。

次に、どこにいたかということですが、もちろん自宅にいました。その間、途中スナックに立ち寄りしましたが、1軒だけでございます。

運行日誌に8時に市長宅と書いてあるのはなぜかということですが、運行日誌は出かける前にどこにというふうな形で書きます。したがって、私はうちに帰るということでありましたので、自宅と書いたと思いますが、私が途中でおろしてくれと言ったので、そのまま記録は記録として残すということでやっております。

それから、5時35分に市民が避難してきたのは知っていたのかということですが、私に報告があったのは、最終的に総務部長と調整する7時半から8時の間の報告の中で私はその報告を聞きました。

私が総務部長に対して避難勧告の指示を出したのは10時20分でございます。

これだけだと思いますが、もし何かありましたら後でご指摘を下さい。

◎副市長（長濱政治君）

6時20分に災害警戒本部から災害対策本部、災害対策本部が立ち上がったということについて、どう引き継いだのかということでございますけれども、この特別警報が出たときに災害対策本部は自動的に立ち上がるんですね。だから、引き継ぐ事項をペーパーにしてこれこれをやるというふうな引き継ぎの仕方はやっております。

それから、特別警報があった際の対応の仕方がマップに載っていたと、それを知っていたかということでございますけれども、マップを配ったというのはわかります。その中にそれが入っていたかというところまでは残念ながら知りませんでした。

それから、市長室で7人飲んでいたというのは私ではありません。総務部長がそう言いました。

それから、部長職とか課長職は要するに配備要員であるというふうなことでございますけれども、確かに配備要員でございます。今総務部長に確認いたしましたら、これこれの人々を配備したという報告が一応上がってくるということになっていて、そのときに当然課長も部長クラスも配備要員として上がってきているものだというふうな認識をしていたんですが、その配備要員の中から漏れていたということがあったようでございます。

来間、大神の避難所等、7カ所張りつけていたかということでございますけれども、従来来間、大神の避難所については職員を張りつけてはおりません。確かにご指摘のとおり、こういった大きな台風、それから大きな災害が予想されるような場合についてはどのような形で大神と来間の対応をするかということの確認事項をですね、とって、そして誰がどのような対応するかということは決めていきたいというふうに思います。

◎亀濱玲子君

市長室での飲酒の席のそれぞれのポストの確認。7名いらっしゃったというふうにお答えいただきましたけど、その中で市長は配備要員を激励したと市長はお答えになった。副市長は、配備要員はいなかったというふうにお答えになったんですかね。それをどのポストの方が何名ずついらしたのかということ。お名前は要りません。お答えください。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

管理職が3名、あとは職員が4名です。

（「管理職というのは部長、課長」の声あり）

◎総務部長（安谷屋政秀君）

そうです。

部長が1人、課長が2人、あとは職員の4名になります。合計7名です。

◎亀濱玲子君

お答えいただきましたので、再度質疑させていただきます。

市長は、公務中に飲酒をしたということだけでも、市長、これはもう市長としての職責を果たしていなかったということは厳しく問われる事態だということです。先ほどの特別警報というのをもう一回聞きますよ。特別警報というのは、平成25年6月ですかね、政府が災害の基本法を変えました。そのときにこれ

ができていますね。副市長がね、僕たちが防災計画つくるときはまだこういうのはなかったんだというのをちらっとおっしゃったので、これはこの内容はご存じないんだなというふうにそのときは思ったんですが、市長にもお聞きします。特別警報という、そういうシステムが、これは極めて自治体を中心に、自治体が意見を聞いて決めていく内容になっているんですよ、新しくなった改正のほうは。なので、これについて、その特別警報というものの自覚ですね、これを市長が新たにそういう警報が発令されて、それは自治体がしっかり取り組まなきゃいけないんだというようなことを認識があったかどうかをお答えいただきたいというふうに思います。

それと、さっき市長が僕は10時20分に避難勧告の指示を出しましたとおっしゃいましたが、先ほど市長がお答えになったのは、避難勧告が出ていますと総務部長から連絡を受けたというふうに市長はさっきお答えになったんですね。なので、この防災本部ということの機能になっていない。これが体をなしていないのではないかというふうに考えるんですけど、それについては市長はこの2点どようにお考えかをお答えいただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、きのう懲戒分限をされて発表されましたけれども、もしも副市長がお答えになっている自動的に職員は張りつけられるのだ、この配備になったらこう、この配備になったらこうと決まっているんですけどさっきおっしゃったんですけど、市長室で飲酒をされたその配備要員になるべきだった方は懲戒分限審査委員会にはかけられたんですか。お答えいただきたいと思います。

#### ◎市長（下地敏彦君）

特別警戒というのについての自覚があったかということではありますが、これについては再三申し上げておりますとおり、軽率な形で対応してしまして、その認識が少し浅かったなというふうに深く反省をいたしております。

防災本部は、機能していたかということですが、これについては防災について総務部長より各部長を集めていろいろと指示をいたしており、それに基づき職員も配備されておりますから、防災の警戒の体制ということでは機能していたというふうに考えております。

#### ◎副市長（長濱政治君）

その市長室で飲んでいた方々の配備要員の方々、懲戒分限審査委員会にかけたかということですが、これ先ほどもお答えいたしましたけれども、そこで飲酒していた方々はいわゆる配備要員になっていなかった方、そしてまた私は配備要員いなかったという話は言っておりませんよ。配備要員はいたけれども、その方々は飲んでいらっしやらなかったということですね。ですから、飲酒した方々はいわゆる公務外ということになりますので、またいわゆる配備要員の調査をしたわけですから、この方々は配備要員ではないので、その調査からは漏れていると、調査対象外ということになりますので、懲戒分限審査委員会のほうでは処分はしておりません。

#### ◎亀濱玲子君

あと2点お伺いしたいと思います。

避難勧告を出す、これは本当に初めての大変な事態ですよ。これに市民はすごく恐々としたわけです。それで、各庁舎、上野庁舎はいらっしやらなかった、約30名の方が避難をしたと。事なきを得ているわけですが、本当にこの避難勧告という事態というものを決めたというときに、これは私はその流れか

ら見て総務部長が避難勧告を、先ほどの市長の答弁にもあらわれていると思うんですけど、避難勧告が出ましたよと市長に連絡したという話だったんですけど、どのようにこれを決めたか。それも副市長もおかしいと思った、なぜ5万5,000人に出すんだと、2万5,000世帯なぜ出すんだと言った。そのことは、どこで決められたんですか。それは、本来ならば市長がお決めにならなきゃいけないからお聞きするんですよ。誰が決めたんですか。市長ご自身だったら時間はずれているわけです。決めたのは10時前です。そこから文書を作成して流したのが10時20分です。市長は、10時20分に指示しましたとおっしゃいましたが、明らかにそれは違います。なので、市長がお決めになったということ、これが見えてこないわけですよ。その現場にいらっしゃらないから。だから、このことについてはお答えいただきたいというふうに思います。

もう一点市長にお聞きしますけれども、特別職の公務中の飲酒というのは何に抵触されると思われていますかということをお聞きしたいと思います。本当にこれだけ聞いてもまだまだ調べなければいけない。これは、この次に宮古島市にこういうことがあってはいけないというふうに教訓として生かしていかなきゃいけないから、もっともっと調べなきゃいけないというようなことですが、3回までの質疑ですから、このことにお答えいただきたいというふうに思います。

◎市長（下地敏彦君）

まず、避難勧告についてであります。先ほど10時20分と言ったのは、文書として出したのが10時20分ですよと、そういう意味でお話をいたしました。協議をしたのはその前に協議をして、それで文書を出したということで、10時20分というお答えをしたわけでありまして。文書として出したのはそれですよということでありまして。

私の処分を何に基づいてやったのかということですが、これは地方公務員法であります。

（「市長、ごめんなさい。確認させてください。地方公務員法」の声あり）

◎市長（下地敏彦君）

はい。だと思っています。

（「地方公務員法って職員ですよね」の声あり）

◎市長（下地敏彦君）

特別職です。

（「わかりました」の声あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

この一連の質疑を聞いていて、本当に話がね、二転三転していく状況があるんですけども、私はまず全ての事実関係を市長が明らかにしているのかということがまず問われると思うんですよ。ですから、今わかっていることはほんの一部であって、それも市長自身が災害対策本部長としての職責を認識していなかったという反省の弁を述べていますけども、もう一点聞き取りができなかったんですけども、もう一つ反省の弁を述べていたような、先ほどのね、ありますけども、どのように反省しているのかということが問われると思うんですよ。

それから、職員の飲酒の問題、これはもう市長が飲酒をしてしまった、そのもとで市長がその報告を受けている姿を新聞で見るにつけ、何か異様なものを感じるんですよね。なぜ飲酒をした本人が職員の飲酒の報告を受けるのだという、この新聞に載っているんですけども、市民はどう見ているのかと本当に疑問に思います。ですから、こういう中で私が先ほどの議論を聞いていて、聞いていただけてもう食い違いがたくさんあるんですよね。私は、7月11日に新城元吉議員も亀濱玲子議員も一緒に行きましたから、そのときのマニュアルの問題、もう繰り返しませんけども、それを捉えて私たちが要求した文書でこういう……現場に詰める本部長が自宅待機し、総務部長が本部に詰めるのはマニュアルに沿っているというふうに言って、私たちが言語道断と、無責任きわまりないと指摘した部分の削除を求めたわけですけど、そのマニュアルの問題に加えて、私たちが本来自宅にいるべきではなくて本部長たる者は本部に詰めるべきではないかということをやとりしたわけですけども、私のもとには市長の足取りについて、さっき亀濱玲子議員も新城元吉議員も問いましたけども、11日に抗議をした際に市長はマニュアルに基づいて自宅に待機したんだとおっしゃいました。それが7時半に役所を出て自宅に行ったということだったんですよね。それを翌日の新聞で報じられて、12日の新聞ですけども、報道を見た市民が私のもとに電話を入れてまいりました。結局市長が自宅待機をしていたというくだり、それからマニュアルに従って自宅待機をしたんだという市長の言い分、それに我慢がならんということで、その方は市長はうそを言っていると言って私のもとに電話を入れてまいりました。これが某スナックでの飲酒のことです。それで、私たちは再度18日に市長にその確認にお伺いしました。私たちが抗議を申し入れて、その後議員、それぞれの会派が抗議をし、謝罪を求めていますから、その都度謝罪をし、低姿勢になっている市長の姿がそこでは見えませんでした。あわせて15%カットということもその中で出てきました。だから、そういう流れの中で、私たちが18日に入った際には少しは反省の色もあるかなと思ったんですけども、全く従来と変わらない対応で、事実確認、マニュアルはありませんでしたと。従来 of 通常の認識で対応しましたと。それから、市長の足取りについてお伺いしましたら、先ほど市民からの電話で市長がスナックに寄って飲酒をしたという、それを事実かと問いましたら、ああ、行きましたよとお答えになりました。その際に一言の謝罪もありませんでした。ですから、そこで具体的にお伺いしますけども、まず市長の足取り、この運行日誌を私はその抗議を申し入れた後秘書係に行って運転手をした方に聞きました。7時20分という話でしたから、7時20分に市長は市役所を出たと、真つすぐ家に帰ったと私たちにお答えになりましたから、市長は何で帰ったのかを聞きました。タクシーなのか公用車なのか。そうしたら、その運転手ははっきりと「私が市長を自宅にお送りしました」と、「市長がおっしゃるとおりです」ということだったんですね。ところが、18日に私たちが確認に行ったら、その市役所から帰る途中に、先ほどもご答弁なさったとおりスナックに行ったわけですよ、公用車で。運転手はそこで、自分はここで飲むから帰れと帰したということです。先ほど市役所を離れるときに行き先はあらかじめ記入するから、そのとおり記入して市長宅だとなっていますけども、20時に市役所を出発したことになっていますけども、20分の話が今8時になっているんですよね。それが20時10分に市役所にその運転手は戻っているんですね。距離にしても走行距離が大体3キロくらい。これは、市長宅に行ったり来たりしている過去の履歴を見たら、大体3キロ足らずのそういう距離ですから、多少の誤差はあってもその範囲かなと私は理解しました。ところが、そのスナックたるや市長の家より近いですよ。

(「質疑に入って……」の声あり)

◎上里 樹君

だから、それを聞いているんです。市長の家より近い場所、3キロを超える場所とそのスナック、私はまだスナックの名前を特定していませんけども、最初に行ったスナックがどこなのかということもわかりません。だから、市長が1軒しか行っていないというのであれば、電話のあった1軒だと思います。

◎議長(眞榮城徳彦君)

質疑形式に入ってくれませんか。

◎上里 樹君

だから、そこに行った時間帯が運行記録日誌と照らし合わせると2キロぐらいの距離ですよ、ここから。2キロもありますかね。ですから、その距離で戻ってきた運行時間が合わないんですよ。

◎議長(眞榮城徳彦君)

ですから、何を聞こうとするか具体的に質疑してください。

◎上里 樹君

だから、市長がスナックから運転手を送り返したその時間、必ずしも時計を見て行動しているわけではないとおっしゃいましたが、そのずれをどう理解したらいいのか、わかりやすく説明してください。

◎議長(眞榮城徳彦君)

最初からその質疑をしてもらえれば助かるんですけど。

◎上里 樹君

はい、わかりました。それでは、もっと簡潔にお伺いします。

◎議長(眞榮城徳彦君)

お願いします。

◎上里 樹君

それから、どのように反省しているのかということですけども、今はっきり市長が2度繰り返した反省の弁というのは、災害対策本部長として職責を認識していなかったという反省の弁を2度ご答弁なさいました。だから、その災害対策本部長としての職責の認識、それから市民の命と暮らしを守る市長としての立場、それに照らしてですね、ほかに反省点はないのかお伺いします。

それから、職員の……

(「深く反省していると言っているんだ」の声あり)

◎上里 樹君

ほかにですよ。

(議員の声あり)

◎上里 樹君

はい。

それから、職員の飲酒の再発防止策を一連の懲戒分限審査委員会にかけたということですけども、調査に基づく懲戒分限審査委員会になっていないと私は思うんですね。ですから、その報告に基づいてそれを1回限りの会議でやったということですけども、その処分が十分だと考えているのか。それだけお伺いします。



それから、市長に市民や各団体から辞任を求める声が上がっています。そのことについて、市長はどう受けとめているのか。以上お伺いして再度質疑させていただきます。

#### ◎市長（下地敏彦君）

運行日誌と私の行動が合わないんじゃないかということですが、先ほどから言っているように、私はうちに帰る途中のスナックに行ってそれは帰したというだけです。1軒だけです。ほかには何もあります。

次に、災害対策本部長として認識していなかったと言っていますけれども、私が言っているのは十分認識していなかったよと、軽率な行為であったということはお話をしておりまして、認識していなかったということではありません。ただもっとしっかりと対応すべきであったというふうに考えているので、市民の皆様には謝罪をしたところであります。

もうひとつ、職員の処分はその処分ですけれども、総務部長が先ほどから答弁しているとおり配備要員についてわかっているわけですから、その人たちに全部それぞれの部長を通じて調査をし、その結果に基づき弁明書も提出した上で、なおかつそれを十分審査した結果でありますから、この処分ですと事足りるというふうに思っております。

私の辞任要求がいろんなところから出ているけれども、どうかということですが、私としては今臨時会に私のこの不十分な対応に対して条例において減給の処分をしてもらいたいということをお願いをしてあるわけですから、それでいいのかどうか、議会において判断をしていただきたいということでもあります。

#### ◎上里 樹君

市長車の運行日誌について聞くのは、時間のずれをそれによしとするのかということも含めてですけども、こういう災害時の居場所というのは、やっぱりどこにいるのかというのが、所在がわからなきやいけないと思うんですよ。これは、総務部長には所在は伝えてありますか。まず、それをお聞きします。

それから、もう一つ、なぜ私たちが抗議をした際にスナックに飲みに行ったことを明らかにしなかったのか、お答えください。

それから、職員の飲酒の問題なんですけども、いわゆる分限委員会の中に部長級が入っていますよね、みんな。災害対策の防災計画の中で、災害警戒本部の設置に当たっても全ての部長級が配備となることになっています。それがそのまま第1配備の体制に移行して本部長に市長になるわけなんですけども、その際も全部長が配備要員ですよね。私が疑問に思うのは、100名余りの増員もして、通常の3倍、4倍といいますが、そういう体制をとりながら防災計画に基づく配備要員、部長級がなぜ5人しか配備されなかったかというのが疑問なんです。本来でしたら全部部長級は要員として配備されるべきではないかと、自宅待機ではなくて、課長以下指示した職員たちが現場で張りついているんですけども、これでいいのか市長の見解を求めます。

それから、いわゆる市長室で飲酒をした中に自宅待機をする部長級がいますよね。この人は、市長は公務だと認めました、先ほどの答弁でね。だけど、副市長は飲酒をしていないというようなお答えをいたしましたけども、まず市長室でその部長級は飲酒をしていないのかどうか確認します。お答えください。

それで、職員の飲酒の状況は調査に基づかず任意の報告です。全員に報告を求めて、その報告に基づいて飲酒したという人だけを懲戒分限審査委員会にかけたわけですよね。本当にそれでいいんですか。再発防止をどうしていくのかという観点からすれば、市長も含めて反省をし、職員もこれでいいのかとい

う、今後に生かしていくべき教訓がいっぱいあると思うんです。しっかりとした調査をきちんとやるべきだと思いますけども、いかがでしょうか。そういう問題に照らして市長は、市民の辞任を求める声があるけどもということについて議会に任せていますと。ところが、議会に任せるあなたは、当初自分の処分内容を謝罪と15%カット、しばらくすると30%、議案を差しかえています。それは、何に基づいてそのような自分に対する責任の重さを変化させたんでしょうか。お答えください。

◎市長（下地敏彦君）

私がどこにいるかどうかということはですね、常に私の携帯の番号は総務部長がわかっております。したがって、宮古島において重大な事案が発生した場合はいつでも連絡がとれるようになっております。

スナックにいたことをなぜ言わなかったかということですが、皆さんがお聞きになったのは、あなたはどこにいたんですかと聞いたんで、うちにいましたと言っただけであって、その間の経緯について聞かれたわけではないわけですから、聞かれないものについて答えなかったというだけでありましてね、私が何時何分どこどこに行つて、どこに行つてどこに行つてと事細かく言うんじゃないくて、どこにいたかと聞かれたんで、それではうちにいましたよというお話をしたわけでありまして。

それから、分限についての調査の仕方が甘いのではないかということでもありますけれども、配備している人間は決まっているわけです。わかっているわけです、配備している人間は。したがって、その配備している人間を対象に各部で具体的にどうだったかということ聞き取りをしているわけです。これで私は調査の方法としては十分できているというふうに思いますし、それぞれの飲んだ人からも弁明書を出していただいて審査をしているわけですから、これは私どもが懲戒分限審査委員会であつて通常の方法を踏襲してやっているとあります。

最後に、私の処遇について、何で15%をさらに上げて30%にしたかということではありますが、議会に提案した後、やはり市民から強い批判の声がございましたので、それだけでは十分責任を負えないということで、さらにもっと厳しい処分をする必要があると、そう思つて議案を差しかえて提案をしたところでありまして。

◎副市長（長濱政治君）

全部長が配備要員ということがございますけども、もちろん全部長が配備要員ということになっております。これは、その部長の都合によって配備し切れない、それから自分は今回外してもらいたいというふうなこと等もあるんで、一応は要するに計画としては全部長入っているけども、必ずしも当日現実的に自分はきょうは対応できないとかなんとかというふうなものもあるんで、そういったところもあつたのかなと思います。

◎上里 樹君

やっぱり今の市長の答弁を聞いていると、事実関係がまだまだ明らかになっていない部分があると疑わざるを得ません。聞かれなかったからと言うんですけども、それであなたがいわゆる自宅にいたからと、それはそうおっしゃいますけども、ならば10時の避難勧告の報告、これは市長はどこで受けましたか。自宅だったのか別の場所なのかお伺いします。

それと、職員の飲酒の問題について、調査という言葉と聞き取りということをおっしゃいました。これは、報告を求めたことを聞き取りとおっしゃっているかと思つていますが、調査になっていないと思うん

ですよ。任意の報告ですよ。報告しない人は逃れるんですか。ですから、新たな飲酒情報が寄せられた、そういう市民からの苦情のもとに、当初懲戒限審査委員会もかける予定はないと総務部長はおっしゃっていました、私たちに。だから、これから提案される補正予算、これにも影響が出るよということを私たちは指摘しました。その間に市民から市長に対してもいろんな批判の声が上がってきたんですよ。それで謝罪、そして自分の責任をとると15%の提案をしてきた。ですから、その際に、市民から私の家に入った電話はこういう電話でした。妹が職員の妻だと、台風対策本部に張りつけられた、配備要員として。そういうことでした。今回の台風8号で妹の夫はそういう配備要員として本部に張りついたと。7月12日付の新聞を読んで怒りが込み上げたというんですね。そういう怒りの声が高まったから市長は罪が重いと、責任が重いと判断したんですよ。そういうことで、台風が接近しているので、早目に帰りましょうとその場を切り上げ、自宅に戻った行為は災害対策本部長として無責任きわまりないと私たちの指摘ですけども、市長がそれは違うと反論した。それから、本部長が自宅待機し、総務部長が本部に詰めるのはマニュアルに沿っていると、自宅待機して何が悪いかということなんですけども、その部分の削除を求めたのが市長なんですよ。それを新聞報道で知ったその女性は、市長は自宅待機というのほうを言っていると、許せない。そこで、私たちが問うて初めてあなたはスナックに行ったことを認めたわけですよ。スナックで飲酒していて自宅待機はしていないという告発です。もっと腹が立ったのは、私の妹の夫は市の職員だと、台風14号のとき、いわゆる11年前の電柱が倒れた物すごい被害に遭ったときですよ、そのときも災害対策本部員として配備された。幼子を抱える妹は親子で台風の被害に遭って、まさかあのような事態になるとは思わなかったそうです。それがトラウマになっている。今回の台風8号で妹の夫はまた市の災害対策本部員として配備された。今回は、数十年に1度という特別警報が発令されて14号のあのトラウマがよみがえった。おびえていたんですよ。そういう中でそういう妻を残して職員が職責を果たしている。そんな中で市長は何たるさまだと。これが市長の行動は許せないという電話だったんですよ。

◎議長（眞榮城徳彦君）

質疑に入ってください。

◎上里 樹君

ですから、このように部長級がたった5人しか配備についていない。17部局ぐらいありますよね。3分の1ですよ。そんな中で課長以下職員が112名配備についている。そんな中で市長が飲み歩いた。このことに関して市民が怒りを持っているんですよ。ですから、そのことに対して市長はどう感ずるのかお伺いします。

◎市長（下地敏彦君）

避難勧告の指示をどうしましょうかねという話については、私はうちで部長から電話で受けました。

もう一つ、調査については不十分じゃないかということではありますが、先ほど答弁したとおりですね、配備要員はもうわかっている。そして、その配備された人たちについて、それぞれの部を通じてどういう状況であったかという……私どもは調査だと思うんだけど、議員は調査ではないと言っているわけですから、こういうのについて私どもの職員が虚偽の報告をするとは思えないんです。だから、それはそれで十分信頼して、上がってきたものをやっておりますから、調査はこれでやって、これに基づいて処分をしたということでもあります。

最後に、また私の責任ということでありましてけれども、災害対策本部長としてその職責を深く認識していなかったということは大変申しわけなかったと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地 智君

これまで数名のですね、議員の質疑、市長の応答をお伺いして私が感じたことはですね、一番大事なものはこの件をきっかけにですね、今後のあり方、今非常に宮古島は今回の件で汚名といいますか、いろんな意味でこういう島なのかと、市役所で酒を飲む体質のある島なのかという、ある番組でもオトリーを紹介しながらですね、この件を報道しておりました。この汚名を挽回する意味でもですね、市長は今後酒の飲み方ですね、庁舎で酒を今後飲むようなことをどういうふうに対応していくか。例えば先ほど國仲昌二議員の質疑では節目、節目には飲んでもいいようなニュアンスで聞こえたんですが、これらも含めてですね、しっかりと汚名を挽回する意味でも市長はこの場でですね、今後の対応、これをしっかりと考えると言っていたかと思いますが、どうでしょうか。

◎市長（下地敏彦君）

一切酒を市役所の中で飲まないという形になった場合にどうなるかということですね。例えば御用始めのとき、いろんな団体の皆さん方が年始の挨拶に参ります。あるいは、御用納めのときにも参ります。そういうときには普通5時後には全部オードブルも準備して、1年の初め、あるいは1年の終わり等についてはしっかりやろう、ありがとうございましたという形ぐらいはやるわけです。そこまでやるなという形にしたほうがいいのかどうか。そこは、やっぱり節度ある飲み方という形で、むやみに飲むというのは問題だろうと思いますけれども、そういう節目節目ぐらいは、ぐらいという言い方はおかしいんですけども、節目節目でやるということについては私は社会通念上許されていると思います。

◎仲間頼信君

私は、新人議員でございますので、今マスコミ等でいろいろと飲酒の問題で取り上げられているわけですが、今から6年ぐらい前に伊志嶺亮市長のですね、時代に非常にマスコミに取り上げられていたときがございました。野党の議員たちの話を聞きますと、今がチャンスだと、市長がやったことに対して、これをもとにしてというよりは、まずかったことは直していこうというふうな、そういう考え方じゃなくてですね、何か政局に持っていこうというふうな腹が見えているというふうな思いをいたしているわけがございます。

それで、当時宮原圃場整備の問題で宮古島市は7,000万円余りの負担をした時代がございました。そのときにですね、現在も野党、同じ市議会議員であります方は当時の伊志嶺亮市長にですね、頑張ってくださいと。ほかの議員たちは、それなりに大変なことをやってしまったんだから何らかの形で責任をとるよというふうなことはございましたけど、今この市長を追及されている議員の中ではですね、伊志嶺亮市長、頑張るなさいと、そういうふうな励まされていた事実があるわけですね。これは、2008年の9月13日、誰の議員とは申し上げませんが……

◎議長（眞榮城徳彦君）

仲間頼信議員、質疑の形式に変えてください。

◎仲間頼信君

それで、私はですね、この問題を政局にするんじゃないと、徐々に直していくんだというふうなね、そういうふうな考えでお互いやっていかないとね、これを政局に持っていかうというふうな腹は見せないほうがいいんじゃないかなというふうな思いと、市長にはですね、今後そういったことがないように、また責任を感じているというふうに謝罪もいたしているわけですので、今後はまたしっかりとやってもらいたいというふうな思いでございます。別に答弁はよろしいです。

◎議長（眞栄城徳彦君）

仲間頼信議員に注意しておきますけども、今は質疑の時間ですので、要望とか希望とかいうのはこの場ではそぐわない形ですので、自粛していただくように。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

これにて台風8号の特別警報発令中、市長が飲酒した件の説明に対する質疑を終結いたします。

（「議長」の声あり）

◎新城元吉君

動議を提出いたします。

台風8号特別警報発令中、市長室における市長を含む職員らの飲酒・各避難所での職員らの飲酒問題に関する調査特別委員会の設置を求める動議を提出いたします。

（「賛成」の声複数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時47分）

再開します。

（再開＝午後2時47分）

ただいま新城元吉議員から台風8号特別警報発令中、市長室における市長を含む職員らの飲酒・各避難所での職員らの飲酒問題に関する調査特別委員会の設置を求める動議が提出され、所定の賛成がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を本日の日程の追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本動議を本日の日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（眞栄城徳彦君）

挙手少数であります。

よって、本動議を本日の日程に追加し、議題とすることは否決されました。

次に、日程第3、議案第58号から日程第6、議案第60号までの計4件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

平成26年第5回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、条例議案1件、議決議案2件の合計4件であります。

最初に、議案第57号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は5,114万5,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額を378億8,762万2,000円と定めてあります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第58号、宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定について。台風8号接近に伴う特別警報発令中に庁舎内での飲酒に関し、市民や議会に対する市長としての責任を処するため、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

最後に、議決議案について一括してご説明申し上げます。議案第59号、宮古島市クリーンセンター上野工場解体工事請負契約について、議案第60号、狩俣小学校校舎改築工事（建築・解体）請負契約についての2件については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

（「議長」の声あり）

◎新城元吉君

動議を提出いたします。

下地敏彦市長に対する辞職勧告決議に関する動議を提出いたします。

（「賛成」の声複数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時51分）

再開します。

（再開＝午後2時51分）

ただいま新城元吉議員から下地敏彦市長に対する辞職勧告決議に関する動議が提出され、所定の賛成がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本動議を本日の日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手少数であります。

よって、本動議を本日の日程に追加し、議題とすることは否決されました。

これより日程第3、議案第58号から日程第6、議案第60号までの計4件に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎上里 樹君

議案第57号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）についてですけれども、この中に特殊勤務手当の補正がたくさん上がっています。これは、今回の台風8号で配備された災害対策本部の配備要員の112名の配備要員に対する特殊勤務手当と理解しますが、その特殊勤務手当をどのように理解したらよいか。いわゆる課長級、それから部長級、これが支払われないという話を聞いています。以下職員に特殊勤務手当が支給されるということなんですけれども、どのような位置づけでこれは特殊勤務手当が支給されるのか。わかりやすくご説明ください。

それと、議案第59号ですけれども、宮古島市クリーンセンター上野工場解体工事請負契約についてです。指名競争入札ということなんですけれども、何社が応募したのか、予定価格が幾らだったのか、落札価格は何%なのかね、お伺いします。

それで、この解体撤去工事というのは一連の調査、1月に補正した重金属類やダイオキシン、アスベスト、そういった調査に基づいて万全を期して解体撤去が求められると思いますけれども、その対策をしっかりと講じてやることのできる、そういう状況にある業者なのかということですね、それをお聞きします。

以上お伺いして再質疑させていただきます。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

台風対策のための55万6,000円については、これ一応112名で予算化しております。ただ、処分をされる職員6名については、まず管理職については支給はしないということです。特殊勤務の場合には、いわばこの台風の事例をいいますと、まず4時13分に暴風警報が発令されております。勤務は、5時15分までしております。これは、平成21年ですかね、8月に職員に対する通知がありまして、暴風域、暴風警報じゃなくて暴風域の2時間以内に勤務状況については総務部長が判断すると。いろんな状況を鑑みて、勤務にたえ得るということについては暴風警報が発令されても勤務することになっております。基準としましては、まずバスが通っていること、それと暴風域の2時間以内に判断するという基準があります。それに基づいて4時13分に暴風警報が発令されたとしても5時15分までは通常勤務を命じております。その後については、待機職員についてはこれ超勤手当で対応します。翌日の8時半から夕方5時15分まで、これは普通でしたら通常勤務ですけど、暴風警報が発令されておりますので、これについては特殊勤務手当がつきます。これについては管理職もつきます。1時間につき1,000円がつきますので、ただこれについては管理職については支給しないということになります。ですから、112名のうち6名を除いてこれについては支給をするということになると思います。

◎生活環境部長（平良哲則君）

議案第59号、宮古島市クリーンセンター上野工場解体工事請負契約についてであります。まず予定価格ですが、1億7,740万円であります。落札金額が1億7,300万円、落札率が97.5%、入札業者が15業者でありました。

解体の工事施工であります。この宮古島市クリーンセンター上野工場解体工事においては、事前調査の結果ダイオキシン類の付着物及び灰等が基準値以上の設備は煙突、それから灰出しコンベヤー、そして排水処理施設の3カ所あります。それにつきましては、その施設の除染作業につきましては主に高圧洗浄工法で行います。その業者は、沖縄にはおりませんので、予定では今回は九州の大分に所在地があります特別管理産業廃棄物を処理する処分場の業者が行う予定になっております。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

済みません。少し訂正させていただきたいと思えます。

今話したのは一般会計の話でありまして、特別会計、それと水道事業会計、それについては既存の予算で流用して対応するということになります。

◎上里 樹君

議案第57号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）についてですけれども、いわゆる特殊勤務手当なるものが6人を除くというのは部長級……どう理解したらいいんですかね。管理職に支給しないということですかね。私が理解するのは、この特殊勤務手当というのは消防でいう、例えば出動したその際に特別に払う危険手当のようなものと理解しますけれども、支給する人、しない人がいるというのはおかしいと思うんですよね、配備されているのに。ですから、危険手当という理解で配備されている職員には全員に支給すべきだと考えますけれども、どういう理由でこれは支給されないのか、ご説明をお願いします。

それと、もう一つ、今回ダイオキシンの基準値を超えるその3カ所の対応について、九州の大分から特別管理の業者が対応するということですが、この汚染されたダイオキシン類はしっかりとしかるべき場所で処理されるのでしょうか。特別管理ですからね。それをお答えください。

◎副市長（長濱政治君）

台風で配備された方全員に手当を支給すべきだと、そういう話だと思いますけれども、これはそこで飲酒したという管理職に対してはペナルティーとして支給しないというふうな……

（「飲酒した方」の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

そうです。管理者全員支給しないということではございません。

それから、ダイオキシン対策ということですが、このダイオキシンを含んでいると思われるものは全て大分県に持って行って、そこで処理するということになりますので、大丈夫でございます。

◎平良 隆君

議案第58号、宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についてと議案第59号、宮古島市クリーンセンター上野工場解体工事請負契約について質疑をさせていただきたいと思えます。

議案第58号、宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定については、下地敏彦市長は台風8号の災害対策本部長としてですね、軽率な行為を行ったということですね、その責任をとりたいということで、今



回給料については3カ月間の30%のカットを提案しております。議員の中では、これではちょっと軽過ぎるのではないかというような意見もありますけれども、市長は今回の30%カットが責任として妥当だと思っておられるのかどうかですね、その点をお聞きしたいと思います。

次の議案第59号、宮古島市クリーンセンター上野工場解体工事請負契約についてお聞きをしたいと思います。これ長年の懸案事項でありましたですね、上野地区にある焼却炉の施設でございます。非常に景勝地の一番いいところにありましてですね、上野地区の市民の皆さんから早く撤去してほしいというご要望ありましてですね、それは下地敏彦市長の計らいのもと、これらを決定して、今回入札も株式会社大米建設が落札をしております。しかし、この資料から見れば工期はないわけなんですね。工期。その工期は、いつごろまでの工期なのか。また、これを解体した後の跡地利用というのが計画をなされているかと思えますけれども、その計画はどのような計画があるかどうかですね、その辺の説明をお聞きしたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

議案第58号、宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関連して、妥当であると思うかということでもありますけれども、これについては直接そういうのに係る処分というふうな事例がなかなかほかの市町村でも見つかりませんでした。しかし、宮古島市が過去に行ったいろんな処分等を参考にして、当初15%ぐらいでどうかというふうに思いましたけれども、よくよく考えてみるとそれでもやっぱり市民に対して申しわけないという気持ちでそれを15%を30%という形で議案の差しかえをし、みずからの職責の重さをですね、市民に対しておわびをするという意味で30%という形にいたしました。その件に関しましては、議案として提案をしてあるわけですから、どうか議員の皆さん方で論議をしていただければありがたいなというふうに思います。

◎生活環境部長（平良哲則君）

宮古島市クリーンセンター上野工場解体工事の工期であります。これは議案の4ページにありまして、工期は議会の議決の翌日から平成27年3月25日となっております。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

跡地利用についてお答えいたします。

跡地利用につきましては、現在準天頂衛星システムの追跡管制局の設置場所として最適地であるというようなことから、現在その方向に向けて調整中であります。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光恵君

1点だけ。議案第57号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の中で、16ページの農業総務費として299万円が委託料として計上されております。この中身についてお伺いをいたします。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

議案第57号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、16ページ、2目農業総務費の中で13節委託料に299万円お願いしてございます。これは、下地地区にあります、現在はコーラル・ベジタブル株式会社が指定管理しておりますが、その宮古島市農畜産処理加工施設の土地、建物、機械設備の鑑定評価の

委託料でございます。

◎前里光恵君

不動産を鑑定評価するということですが、何のためにですね、この鑑定をするのかについてお伺いします。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

現在指定管理をしているコーラル・ベジタブル株式会社は、指定期間が今年度いっぱいでございます。ご承知のように大変今厳しい状況でありますので、今後ですね、管理運営の方針を決定するのに資する資料として鑑定評価をいただきたいという思いで計上をお願いするところでございます。

◎前里光恵君

今後のためということですが、これ売却、あるいは清算するというのも想定に入っているんですか。それをお伺いいたします。

◎副市長（長濱政治君）

そのとおりでございます。

◎國仲昌二君

議案第57号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、事業の中身をちょっと教えていただきたいのがありまして、9ページお願いします。負担金補助及び交付金の中でですね、企画事務費の中で過疎地域等自立活性化推進交付金というのがあって、これ100%補助金の事業なんですけども、中身についてちょっと教えていただきたいと思います。

それから、21ページ、都市計画総務費ですね、この中の委託料とあるんですけども、これについても中身をちょっと教えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

補正予算9ページの負担金補助及び交付金の過疎地域等自立活性化推進交付金1,000万円についてご説明いたします。

6ページのほうにも国庫補助金の収入で書いてございますが、議員おっしゃったように100%の総務省の国庫補助金でございます。総務省の平成26年度過疎集落等自立再生対策事業と言われておりますが、それについての応募で、いけま島おこしの会、これ8団体でつくっております、残り2団体がオブザーバーで、計10団体に関係をしている池間関係の団体ですが、そのいけま島おこしの会が市を通しまして総務省に応募をし、今回決定をした事業でございます。

その事業の内容としましては5つに分かれておまして、まず1点目が池間湿原の再生事業、2点目が現在も実施しております民泊事業の拡充、それから3点目、語り部のマイスター事業、これ観光と関連をしておりますが、語り部のマイスター事業、それから4点目、活動記録、それからPR事業、広報ですね、そういったものが入っております。それから、5点目、島の逸品開発事業、島の特産品をつくっていこうというようなことであります。以上5つの事業を進めたいというような計画から今回総務省に認められた事業であります。

◎建設部長（下地康教）

質疑の内容は、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の21ページの都市企画費の委託料の150万

円ということですが、まずこれはですね、名称が宮古広域公園（仮称）に係る災害復興機能を有する公園計画報告書の作成業務でございます。ちなみに、現在沖縄県におきましては宮古圏内にですね、広域公園の整備を計画してございます。その広域公園の整備の中でですね、現在検討委員会を県のほうで開いております。第1回検討委員会が平成25年11月に開催されまして、第2回が平成26年3月、第3回はですね、平成26年6月に開催されて、その中で前浜ビーチがですね、候補地として1つ選定をされております。その委員会は、これからあともう一回開く予定でございまして、その内容としましてもう一カ所ですね、災害復興機能を有する広域公園計画区域を整備しようという議論がございまして、その中でその議論の基礎となる部分をですね、まず自治体である宮古島市が調査をしまして、その整備内容をですね、確立したいというふうに考えておりますので、それに関する調査費でございます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎亀濱玲子君

議案第57号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）についてお聞きいたします。

この中で、各課にまたがっています特殊勤務手当なんですけど、例えば先ほど総務部長がお答えいただいたんですけども、訓告による処分3名、あるいは嚴重注意による処分3名は今回の支給はしないというふうに話されたんですけども、この訓告あるいは嚴重注意という差ですね、その差はあるけど、同じように支給しないというのであれば、この訓告、あるいは嚴重注意というのはどういうふうに分けられたかということをお答えいただきたいというのと、もう一点は市長がおっしゃっている台風災害の特殊勤務は公務であったと。公務中に飲酒をした、酒を飲んだということについては、この間宮古島市はどういう処分になっていますか。これは、例えば訓告や、あるいは嚴重注意で済んでいますか。それとも公務中の例えば飲酒だったりもっと違う処分になっているんじゃないかなというふうに思うんですが、このあたりを少し、このように出して、この6名は手当さえ支給しなければこれでよいというふうになっていないかなというふうに思うので、再度この訓告による、あるいは嚴重注意というのについて説明ができるようであればお願いいたします。

◎副市長（長濱政治君）

訓告はですね、管理者ということで、ペナルティーとしては重たいものを全体をまとめて指導すべき管理職が飲酒をしたということで訓告の処分をしております。その残りが嚴重注意ということでございまして、管理職の方々に関しましては特殊勤務手当は支給しない、そして嚴重注意を行った職員については7月7日の5時半から翌日の8時半までの手当ですね、これは支給しない。ただ、翌日の8時半から暴風警報が解除されるまでの間の分については支給するという形の差を設けております。

◎亀濱玲子君

お答えいただきましたけど、あと1点ね、お聞きしたのは通常、例えばもしこんな事例があるとしたらですね、もっと重たい処分を科しているんじゃないですかというふうに思うんですが、公務中の飲酒というのについての例えば宮古島市の捉え方ですね、これについて説明をいただけたらと思います。

◎副市長（長濱政治君）

私どもが持っているこれまでのペナルティーを科した調査票の中では、勤務中に飲酒したということの

ペナルティーを科した事例はございませんでした。

◎亀濱玲子君

では、今お答えいただきましたので。ということは、今回の事例は、公務中に飲酒をしたということは、これはこれまでの事例にないぐらいのことだということで捉えていいわけですよ。公務中に飲酒をしたということで懲戒分限審査委員会にかけられたということが過去にないということの説明かというふうに思うんですが、ということは本当にこれまで、このことについて言うと台風時の特殊勤務、これが公務であるという認識が徹底できなかったということに関しては、少しぐらい寝酒だから飲んでもいいじゃないと、これはちらっとこの前も総務部長がそのような認識であったと、職員はですね、そんな話しされていましたが、これについては徹底できていないから、私はむしろもっと厳しくこれは懲戒分限審査委員会で判断されるべきではなかったかというふうに私はこれを見たときに思ったんですが、それについては当局はどのような認識ですか。

◎副市長（長濱政治君）

本人の弁明書、そして本人からの直接の聞き取り、そういうことを行いました。そして、懲戒分限審査委員会の中でみんなで議論してこういうふうな結論を出したということでございます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新城元吉君

議案第58号、宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についての質疑をしたいと思います。

この間議案として出されたとき、給料の減額が15%という議案で出されていたんですけど、きのうですかね、急遽差しかえがあるというって議会事務局から届けられた差しかえ議案内容だと、これを倍にして30%にした内容になっております。この提案理由に説明されているんですけど、これがなぜ15%から30%に、しかも議会直前にですね、差しかえたかという、まず最初驚きの思いでこれを受けとめていましたので、それとその理由についてですね、調査の結果、災害対策配備要員である職員が庁舎内で飲酒を行うなど、市民に対し、不信や不安を与えたこと等を深く反省し、再考いたしましたとあるんですけどね、これはいろいろ台風のですね、市長室での飲酒のこと、それから職員の飲酒などは、最初のうちは何でもなかったんだけど、だんだん、だんだん発覚して、市民の運動も高まってきて、こういう過程の中でだんだん額が上がっていくのが連動しているような気がしてしょうがないんですけど、この15%から30%にした理由というのをもっと市民も納得いくようにですね、説明願いたいと思うんですけど、いかがでしょうか。これ以上はもう給料は下がりませんか。

◎市長（下地敏彦君）

先ほども説明したのと変わりはありませんけれども、やはり私の災害対策本部長としての職責を重く受けとめて変更したということでもあります。

◎新城元吉君

最初の15%は5%でも10%でもよかったとか、あるいはこの15%で最初提案して後で30%にしたというのがね、どうも台風のですね、先ほども申し上げましたようにいろんなことが発覚して、それに対応のまずさ、職員の飲酒、職員の飲酒だって最初ないと言っていたわけですから、こういうものの事実が明るく

なってくることによって市長はこれみんな、自分の飲酒も含めてですね、覆いかぶせるような形で15%から30%にした。それから、市民のいろんな運動が高まってきている、こういうものと連動しているんじゃないかと思うんですけど、その点についてはどんな判断の、いわゆる判断の中にはそういうことは入っているんですか、この減額率を倍にいたしましたということは。

◎市長（下地敏彦君）

やはり自分の職責をですね、十分対応できなかったというのに対してみずから重い処分をすべきだと考えたということであります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております4件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに処理したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

（「議長」の声あり）

◎平良 隆君

議案第58号宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についてに対する修正動議を提出いたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後3時31分）

再開します。

（再開＝午後3時32分）

ただいま平良隆議員から議案第58号宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についてに対する修正動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

議案第58号宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についてに対する修正動議について提案者から説明を求めます。

◎平良 隆君

議案第58号宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についてに対する修正動議。上記の修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。平成26年7月24日、宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。提出者議員、平良隆、新里聰、嵩原弘、山里雅彦、棚原芳樹、西里芳明、高吉幸光、濱元雅浩、下地明、佐久本洋介、垣花健志、富永元順、仲間頼信、平良敏夫、下地勇徳、栗国恒広、前里光恵、池間豊、下地智。

提出理由。台風8号接近に伴う特別警報発令中の庁舎内での飲酒に関し、宮古島市民に対し不信や不安を与えた市長の責任を鑑み、今臨時会に上程されている議案第58号、宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についての給料月額58万1,000円を41万5,000円に修正することを求めます。これは、給料の50%、3カ月間です。

別紙。議案第58号宮古島市長の給料の特例に関する条例に対する修正案。

第1条中「58万1,000円」を「41万5,000円」に改める。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎新城元吉君

ただいま提出された修正動議についての質疑をいたします。

これは、議案第58号宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についてに対する修正動議ということなんですけど、先ほど質疑したばかりで、15%から30%になったのはなぜかと聞いたのに、今度50%になっているんで、本当に驚いております。この市長のですね、責任に伴ういわゆる給与の減額が15%、30%、50%とだんだん、だんだん減額になってくるというのは、これは本当に何かですね、この理由がもっともらしく書いてあるんですけど、果たしてこういうので妥当かどうかとか、こういうのをね、市民の判断材料として提供しているだろうとは思んですけど、何でこうやってころころ、ころころ変わってきたのかという背景がわからないとですね、なぜ50%にしたかというのもっと詳しい説明が要ると思うんですが、しかも修正動議という形で提出されているわけですから、何で30%から50%になったか、これは驚きのことで、これは市長じゃなくて提案者に聞くわけですからね、ぜひ説明してください。

◎平良 隆君

理由については、ここで述べましたけれどもですね、当初15%ということで議案説明のときに説明がありましたよね。しかし、またきのう差しかえということで、30%ということで差しかえておりましたけども、きょうですね、我々与党議員団、また21世紀新風会の議員の皆様方が30%ではこれは責任が軽いと、これは市民も納得しないということで、もうこれまで前例のない50%にしたらどうだというように意見がですね、一致して、このようにですね、50%にしたらどうかという修正動議を提案したわけですので、ぜひその点ご理解していただきましてですね、賛同していただきたいと思います。

◎新城元吉君

我々はですね、この議題に対しては、きょう臨時会があるということも知らない前からですね、調査特別委員会を設けて調査すべきだと、その上でいろんな責任、どれだけの責任をそれぞれは伴うのかと、あるいは負うのかということを知るためには、議会による調査特別委員会の設置をしてほしいということだったんですけど、それも議運で蹴られ、それから議長が24日に臨時会があるからという形で本日延ばされてきたという経緯があります。その中で市長みずからが自分のことに関して15%の給料カットというのが出て、それできのう30%。その間にですね、先ほども申し上げましたようにね、いろんな調査、あるいは市民の声に基づくことをもとにして市長に抗議をしたり、あるいは判断を問いかれたり、あるいは総務部

長に職員の飲酒のこと、このような過程の中でいろんな事実が明らかになってくる。それに応じてですね、どうもこの減額率がだんだん、だんだん上がってきている感じなんですよ。驚いたことに、なぜ今回の修正動議でも50%に上がってきたかというのは、これは……

(議員の声あり)

◎新城元吉君

給料は下がった。いずれにしましてもですね、この調査が、いろんなことが明るみに出たことと、それから市民の運動、あるいは市民の世論の怒り、こういうものがひしひしと出てきた状況の中でこういうような提案がされたのじゃないかと思います。ですから、その点についてはこういうようなことは考慮の中に入ったのかどうかということをお聞かせください。市民運動の高まり、それから世論のね、市長に対する批判の高まり、それから議会での、まだ不十分であるにしても調査に基づく事実がいろいろ出てきて、それに応じてどうもね、減額率が上がってきているような気がしてしょうがないんですよ。そのことの説明。

◎平良 隆君

今回の件についてはですね、与野党問わず謝罪していただきたいと、これは要請しているんです、みんな。これなぜかという、やはりこれだけ世間も騒がせているし、それだけやはり責任も重いということで、やはりこれまでは最高が30%カットだったんですよ。しかし、それ以上に責任が重いということですね。じゃ、これだったら給料半分ぐらいはカットしたほうがいいんじゃないかという、我々19名、これ19名連名ですから、意見が一致してですね、このように修正動議を提案したわけでございます。

◎議長(眞榮城徳彦君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第58号、宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第58号宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についてに対する修正案に対する討論の発言を許します。

◎國仲昌二君

議案第58号、宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定について及び修正案について反対の立場から討論いたします。

先ほども言いましたように、今回の飲酒問題で解明されなければならない点は、飲酒発覚当時、市長が公務中でありながら飲酒を行ったことを許容範囲だと考える点にあり、そして一部の職員も飲酒しており、許容範囲だと考えていた可能性があります。いつごろから許容範囲が広がり始めたのか、その理由は何か、影響はどのように出ているのか、原因は何なのかを究明して、初めて市長はどの程度の責任があるのか明らかになると思います。15%が妥当なのか30%が妥当なのか、あるいは今出た50%が妥当なのかはわかりません。責任のとり方については、もっと詳細に調査を進めた上で検討していただきたいと考え、反対するものです。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎亀濱玲子君

現在の議案第58号、宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定について、そしてさらに修正案について反対の立場から討論をさせていただきます。賛成がなかったのも、続けて反対しますけれども、この間きょうの50%を提案してきたということは、やっぱり思いませんか。議会がしっかり議会独自で調べて、本来ならばこのことをやっていくべきだったと私はやっぱりもう一回言いたいわけです。それは、この間事実の積み重ね、そして市民の声、動き、この高まりの中で皆さんの動きが50%まで来たということは、これは市民の皆さんの声を上げたことに対して、私はやっぱりこれは大きな力があつたなというふうに思いたい。ですけれども、このそもそも公務中に災害対策本部の本部長である市長が飲酒をしたという段階でこれは責任はもうとれないというふうに私たちは判断して辞職勧告決議に関する動議を出させていただきました、先ほど。市長の最大の責務は、市民の生命、身体、財産を守るということであり、市長の一連の行為は、市行政を担う最高責任者として資格を著しく問われる行為であり、市民の信頼を失い、加えて宮古島市の信用を失墜させた、この責任はかり知れないというふうに考えています。なので、15%カット、そして30%カット、50%カットときても、これはこれだけでは責任はとれません。しっかりと自分の責任をとるためには、私は職を辞すべきだというふうな考えでこの2つの案件に反対いたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかにありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

まず、議案第58号宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についてに対する修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

議案第58号宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についてに対する修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第58号宮古島市長の給料の特例に関する条例の制定についてに対する修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案について挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）



◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第58号は修正可決されました。

次に、日程第4、議案第57号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

◎國仲昌二君

議案第57号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）について反対の立場から討論いたします。

地方財政法は、予算編成について「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」と定めております。ですから、今回の飲酒問題の調査で特殊勤務手当を支払う必要のない職員分は削除してから計上すべきだと考えます。合理的基準によりその経費を算定していない今のこの予算を可決したら議会の責任が問われると考えます。したがって、議案第57号に反対するものです。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、日程第5、議案第59号、宮古島市クリーンセンター上野工場解体工事請負契約についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第6、議案第60号、狩俣小学校校舎改築工事（建築・解体）請負契約についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は可決されました。

これをもちまして今臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもって平成26年第5回宮古島市議会臨時会を閉会いたします。

（閉会＝午後3時50分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成26年7月24日

宮古島市議会

議 長 眞 榮 城 徳 彦

議 員 平 良 隆

〃 前 里 光 恵